

○堀利和君 おはようございます。民主党・新緑風会の堀利和でございます。
P C Bといいますと、まずカネミ油症事件、これがすぐ頭に浮かぶわけですけれども、それほど戦後最大級、大きな食品公害事件がありました。それだけに、P C Bといいますともう過去の問題かなというように思つてしまふところがありまして、特に昨今ではダイオキシンなり環境ホルモン、非常に人体あるいは環境汚染、余りにも危険な状況がありまして、そういうふうな背景があるんだろうと思います。

こういう環境負荷、人体に大きな悪影響を与える化学物質につきましては、先般、五月二十二日、ストックホルムで採択されましたP O P s条約がございまして、この条約の批准、締結に向けて政府としてどのような決意、姿勢を持っておられ、タイムスケジュールとしてはどんなふうにお考えか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃられましたP O P s条約でございますけれども、これは世界の各国が協調いたしまして、P C Bなど十二種類の残留性有機汚染物質の廃絶や削減を図ろうとするものでござります。地球規模の環境の汚染を減らしていくという意味で重要な条約だと認識をいたしております。

我が国におきましては、P O P s条約の政府間交渉に積極的に参加をしてまいりました。先月の五月二十二日にスウェーデンにおいて国際会議がございまして、そこでこの条約が採択をされました。これは非常に喜ばしいことだと思っております。

この条約が発効するための条件でございますけれども、五十カ国が締結をするということが条件でございまして、化学物質の安全性に関する政府間フォーラムというのがございますが、I F C Sと呼ばれていますけれども、ここにおきましても、二〇〇四年までの条約の発効が目標とされています。

環境省といたしましても、関係省庁と連携をど

りまして、国内体制の整備につきまして早急に検討を進めまして、早期の締結を目指す所存でございます。

○堀利和君 そこで、P O P s条約の十二の化学物質になるわけですかでも、P C Bにつきましては二〇二五年までに使用停止、二八年までに処理するということになつております。今回の法案審議の中では、我が国は二〇一五年までに処理するということになるわけですね。

そこで、P C Bよりもダイオキシンと聞いた方が恐らく国民は非常にその危険性、不安というのを感じると思います。確かにそういう側面があると思いますけれども、同時に、P C Bには微量でありますようにボリ塩化ジベンゾフランというダイオキシン類がありますが、これが結局、カネミ油症の主たる原因の化学物質であつたわけですね。

ども、違ひは違ひがあるにしても、やはりダイオキシンとP C Bにおきまして、法規上、摄入許容量などの違いがあります。

若干、国民の立場からすると、そうはいいましても心配だなど、不安だなどあります。この辺についてはどうにお考えなのか、御説明願いたいと思います。

○政府参考人(岡澤和好君) 御指摘のように、P C Bの中にはコプラナP C Bといいまして、ダイオキシン類の一種が含まれております。

このコプラナP C Bを含みますダイオキシン類全般につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法その他の法律によりまして、ダイオキシンとしての諸許容摄入量あるいは排出規制がかけられているわけでございます。

しかし、P C Bそのものダイオキシンの含有の有無はかわりなく有害な物質でございまして、そのP C Bそのものに着目いたしました規制がなされているわけでございます。

このことも必要なわけでございまして、これもP C Bの中に含まれているコプラナP C Bの濃

度というのは製品によってばらつきもございますので、コプラナP C Bを評価することによってP C Bの毒性を決めるということはなかなかできません。

また、今回行いますP C Bの処理の中で、当然P C Bをターゲットとして処理をするわけですがれども、ここに含まれますコプラナP C BもP C Bの処理と同じプロセスで処理できますので、P C Bを処理することによってその不純物として含められているコプラナP C Bもあわせて処理できるものというふうに考えております。

○堀利和君 コプラナP C B、ダイオキシン類、やはりそういう点では、国民としてはそれを聞くだけで不安になりますので、むしろそういうことも含めてきちんととした対応をお願いしておきたいと思います。

そこで、昨年秋、集中的に千葉、東京、岐阜などの学校で蛍光灯の安定器、微量ではありますけれどもP C Bが使用されているわけでございました。安定器が破裂してお子さんたちに触れるという事故がございました。

こういうお子さんたち、当然その場でも健康についてきちんととした対応をとられたとは思いますが、P C Bといいう性質上、その場限りで安心かというとそうでないと思います。御父兄の方々も心配されるだろうと思いますので、こういったことについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 昨年十月に、八王子市及び岐阜市の小学校において、照明器具の安定器の破裂事故がありました。

文部科学省の情報によりますと、P C B絶縁油のかかった児童等については、事故後、医療機関

に受診しているが、全員異常なしとされ、その後、全員また異常に通学していると聞いております。

なお、八王子市のケースにつきましては、保護者の不安に対応するため、市が専門家の会議、P C B暴露による健康対策等検討専門家会議を設けまして、現在、P C B暴露量の推計及び健康への影響等について検討していると聞いております。今後、これらによる追加的な情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

○堀利和君 こういう事故があつてはならないわけですから、しかしあつてはならないといつても実際起きてしまうということも、これは仕方がないところがあるわけですね。その場合に、やはり対応というのは国民にとって大変重要な安心、不安を与えないということだろうと思います。

そこで、昨年、閣議了解された業務用・施設用蛍光灯等のP C B使用安定器の事故に関する対策についてということで、十三年度、今年度中に交換作業をすべて実施、完了するというようになりますけれども、全国の学校なり施設で使用されているものを使用しないということになりますから、当然保管することになるわけですね、一時的にしろ。これが全国分散しているわけですけれども、この辺について若干心配にもなりますけれども、こうした対応についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど委員から御質問のありましたようなP C B使用安定器の破裂事故のありましたようのがございまして、委員がただいま御指摘になられましたように、それを受けて平成十二年の十一月に閣議了解をいたしまして、十三年度末までに交換を終えるという対策を行うこととしたわけでございます。

それで、御質問のその保管でござりますけれども、これはP C B使用安定器に限らないことでございますが、すべてのP C B廃棄物は、廃棄物処理法に基づきまして、処理するまでの間、排出事

業者の責任において適正に保管しなければならないということになつております。P.C.B.使用安定器をまとめた形で、集積をした形で管理するということにつきましては、どこで引き受けたいただけるかということについて、その地域の地元の方の御理解がなければできないということございますので、一般的にはなかなか難しいことであろうかと思います。ですから、地方公共団体等が中心になつて行なうことができれば望ましいのではないかというふうに考えます。

重要なことは、高圧トランス・コンデンサーと

同様に一刻も早く処理ができる、そうすれば保管の必要がそこで終わるわけでござりますので、処理をすることが大事であるということで、処理体制の整備につきましては最大限努力をしたいと考えております。

○堀利和君

ぜひその辺、よろしくお願ひしたい

と思います。

冒頭申し上げましたように、カネミ油症事件と

いうのは戦後最大級の食品公害でありました。被

害を受けた患者さんたち、本当に今なお恐らく苦

しんでいらっしゃると思うんです。

そこで、厚生労働省の中にカネミ油症研究班が

既に設置されておりまして、それによりますと認

定患者が約千五百人、うち二百四十人しか把握で

きていないというように聞いてもおります。ま

た、生存が不明という方も八十何名かいらっしや

るというふうにも聞いておりまして、私はこの事

件について、先日、参考人の方からも陳述をいた

だいた中に、プライバシーなり患者さんのお気持

ちといふことはもう重々きちんとそこは慎重に対

応しなければいけないけれども、やはりこの事件

については、事がP.C.B.だけに、いわゆる疫学的

な調査、世代をまたぐ悪影響といふことがどうい

うふうに発生するのかしないのかということをま

たきちんと検証する必要もあるんだろうという御

意見も伺いまして、私としましても患者さんたち

のプライバシー、これは第一ですけれども、もし

そのようなことで御理解がいたければ、この悪

影響といふことについてフォローあるいは検証とい

うものをするべきかなという思いがあるわけです

けれども、厚生労働省としてはどのようにお考え

でしようか。

○政府参考人(尾崎新平君)

厚生労働省では、従

来から厚生科学研究費によります、今お話をござい

ました油症研究班におきまして、患者の方々の健

康状態の把握あるいは診断治療方法の確立等に努

めてきておるところでございます。

御指摘の患者の方々を含めましたいわゆる疫学

調査と申しますか、そういったもの的重要性につ

いては、十分私ども研究班も含めまして認識

をいたしておりますけれども、これまで研究班の

方で健康診断への参加等を積極的に呼びかけてい

ただいているわけでございますが、今先生の方か

らお話をございましたように、なかなかプライバ

シーの問題等もございまして、実際には御指摘の

方で健康診断への参加等を積極的に呼びかけてい

ございます。

処理するには、負の遺産としてのこれだけのことをやる限りは、当然それに対する予算といいますか費用がかかるわけでございまして、今回の化学処理の対象となっているP.C.B.、高圧トランス・コンデンサーの化学処理をする事業団としての総額がどれぐらいなのか、また今度、事業団の化学処理以外にも当然処理するわけですが、どうも、全体の処理する費用はどんなぐらいかかるのかということを、もしおわかりならお聞きしたいと思います。

ておりますのはまだ北九州市だけございますので、まず北九州市の例を申し上げたいと思いますが、北九州市では中国、四国、九州を中心とした地域の高圧トランク・コンデンサー、これは全国総台数の大体三割ぐらいに相当すると思いますが、これを処理することを考えております。北九州市の場合ですが、施設整備費は現段階では大体四百億円程度、施設整備をした後、運転費用につきましてもほぼ同じ四百億円程度というふうに考えておりまして、合わせて八百億円程度が必要ではないかというふうに考えております。ただ、輸送方法とか前処理方法等についてまだ今後詰めなければならないことがございますので、そ

うといふに考へておきます。

全国全体では、三割で八百億円ですから大体の御推察はできると思いますが、全体、施設の内容等はほかのところについてはまだ詰めておりませんので、そのぐらいの感じだということで御了解いただきたいと思います。

○堀利和君 こればかりは予算がないから適当に
というふうにもならないのですから、それはも
うぜひ政府として、国として、完全に安心のでき
るところまで処理するようお願いしたいと思いま
す。

会社、事業者も処理するわけですけれども、ここで対象になつてない、把握されていない、例えば環境事業団が対象とすべき高圧トランク・コンデンサー、これは一万一千台が紛失しているとうふうにも聞いております。紛失、不明になつたものをどうするんだと言われて、言われた方ともしかしたら困ると思いますが、しかし紛失しましたというように片づけられない問題でございまして、それについてはどのようにお考えですか。

○政府参考人(岡澤和好君) 平成十年度に当時の厚生省の調査した結果から、不明、紛失が一万一千台あるということがわかつたわけでございますが、これにつきましては、現在、都道府県等を通じまして実態把握と紛失の原因を究明する調査を行つてあるところでございます。

この調査の結果というのは、今後の紛失、不明

辺まで目配りをお願いしたいと思います。
時間もございませんので、質問を少し前に飛
して伺いたいと思います。

北九州にいわゆる第一号ということで、エコ
ウン廃棄物処理センターに今取り組んでいら
しゃると思いますけれども、これまでの三十年
の反省を見れば、自治体や地元の皆さんに理解
合意が得られなかつた。この場合、同じこと
繰り返してはこれから全体的に処理するスキ-
自体がまたなかなか困難に陥るわけでして、そ
ういう意味ではこの北九州のエコタウンの処理構
については何とか成功させなきゃいけないだろ
と思うんですね。この辺についての現在の状況
見通しはどんなふうになつていますでしょうか
○大臣政務官(西野あきら君) 今、先生の御指
のありました北九州市の問題でございますが、

はば夕間つゝ想うムを地元に情報公開等を行つて、できる限り透明性もあわせて確保しまして、いわゆる周辺の住民の皆さんに心配のないように、理解を得られるように、スマーズに進んでいくように努めていきたいというふうに思つております。

なお、今朝、午前九時でござりますからけさでございますが、私は地元太田市の方からも、実は本事業について原則として受け入れをすると、条件がついてござりますけれども、申し出のあつたことをこの機会に申し添へておきたいと思います。

○堀利和君 ここでつづまくと本当にこの先計画が立たないわけですので、もちろん自治体、地元住民には十分な理解、合意、安心というものを得なけりやいけないわけですが、そこはぜひ慎重にお願いしたいと思います。

の再発防止にまずは役立てたいとレンタルを考えておりますけれども、この調査を通じまして、仮に不法投棄等が行われているというふうな事実が明らかになつた場合には、これは廃棄物処理法違反でございますので、刑事告発を行うなど厳正に対処していきたいというふうに考えております。

また、不法投棄等によつて、実際に不法投棄場所が明らかになつたというふうなことで、その場所が生活環境に対して支障を生じるというふうな場合には、廃棄物処理法におきまして都道府県知事が原状回復や適正な処分を実施する措置命令等が特定されて判明した場合には、こうした措置命令制度も活用して厳正に対処してまいりたいと考えております。

○堀利和君 その他、汚染土壤なりヘドロといふ形で環境中に出てしまつたというものもあるわけですが、それがまだどこにあるのかわからぬという状況でもあるうかと思いますけれども、やはり非常に深刻な汚染状況だなというふうに感じております。これも、どういうふうに調査し処理するかと

年十二月、当時の厚生省から北九州市に指示して立地を含めた検討をお願いしたところでございまして、本年二月になりまして、北九州市長方から、まず安全性と公開性の確保ということ一つ、それから資源循環の趣旨に沿つては、三つ目には雇用などのいわゆる地域に貢献するといいますか資するということ、これらの点を主に前提といたしまして、環境省に対しても具体的に準備に入ることを了解と、こういう回答いただいたところでございます。

北九州市におきましては、P.C.B.安全性検討委員会というものを設置されまして、もう既に二ほど会議を開催されておるようございます。さらにこれから市民、市議会等々の意見も勘案されると思いますが、再度、市としての意見を回答する、こういうことになつております。したがって、市の方で地域住民、関係者とのいわゆるミニュニケーションを図られて、設置に当たつて考え方を前向きに検討いただいておるというふに思つておるところでございます。

環境省といたしましては、北九州市からのプレスを通じての回答が再度ございましたならば、

次に P C B 廃棄物処理基金を創設するわけですが、それとも、十三年度、今年度の予算では国が二十億円、同額を都道府県が予算を組むわけですけれども、最終的にこの基金の全体額といいますか、総額をどのように考えて、公費の支出分をどんなふうに考えているのかお聞きしたいと思いますし、P C B 使用製品製造・販売事業者がどれくらいあってどの程度の基金出捐金になるか、あるいは二社の製造会社もどの程度の負担をお願いできるのか、この段階でおわかりになるのであればお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) お尋ねの件でございますけれども、P C B 廃棄物処理基金につきましては、国と都道府県の補助金それから民間からの拠出金でつくることになります。費用の負担能力の小さな中小企業が高圧トランクあるいはコンデンサーの処理費用を行う場合に、実質的にこれを軽減するための助成を行いうことになります。

予算的には、平成十三年度の予算におきまして、国といたしまして二十億円の予算措置をいたしました。都道府県からも同額の拠出をいたただく形でござります。

次に P C B 廃棄物処理基金を創設するわけですが、それとも、十三年度、今年度の予算では国が二十億円、同額を都道府県が予算を組むわけですけれども、最終的にこの基金の全体額といいますか、総額をどのように考えて、公費の支出分をどんなふうに考えているのかお聞きしたいと思いますし、P C B 使用製品製造・販売事業者がどれくらいあってどの程度の基金出捐金になるか、あるいは二社の製造会社もどの程度の負担をお願いできるのか、この段階でおわかりになるのであればお聞きしておきたいと思います。

○国務大臣(川口順子君)　お尋ねの件でございますけれども、P C B 廃棄物処理基金につきましては、国と都道府県の補助金それから民間からの拠出金でつくることになります。費用の負担能力の小さな中小企業が高圧トランクあるいはコンデンサーの処理費用を行う場合に、実質的にこれを軽減するための助成を行いうことになります。

予算的には、平成十三年度の予算におきまして、国といたしまして二十億円の予算措置をいたしました。都道府県からも同額の拠出をいたただく形でござります。

ことといったしております。平成十四年度以降も同じような方針であります。基金の総額につきましては、今後、処理費用やあるいは助成の対象事業者の数を精査していく段階で明らかになっていくというふうに考えております。

それから、P C B 製造業者の数でござりますが、製造業者は二社、それからP C B 使用電気機器製造業者は約二十社程度でございます。これら企業を中心にしてP C B 処理基金に対する出捐につきまして経団連を通じて要請をいたしております。現在のところ、金額につきまして明確な回答をいただいているわけではありませんけれども、何らかの協力をしていただけるものと考えております。引き続き、P C B 処理基金につきましては、出捐をしていただきますよう、産業界に対して協力を要請してまいりたいと思います。

○堀利和君 これだけの処分、処理をするとなれば、当然それに見合う費用がかかるわけで、その意味ではこの基金というのも大切なものだとうふうに思います。民間にもお願いするわけですので、ぜひそれは国としても政府としても積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、今日のいわゆる小泉内閣の構造改革、その一環として、既に言われてもおりますけれども、特殊法人についてゼロベース、国でやつてしまつて、民間がやればいいものまで国がやつてしまつて、今後は民間がやるべきものは民間にやらせることも含めて特殊法人がどうなっていくのかということは大きな課題だと思います。

そのときに、この特措法、環境事業団法の改正を審議しているわけです。つまり、特殊法人が今後どうなるのか、昨年の行政改革大綱も含めて大好きなテーマとして進んでいく中で、法律は通つて環境事業団の化学処理事業も業務に追加されたと、しかし事業団そのものがどうなっていくんだろうということになりますと、根本からこの処理計画も崩れていくわけですね。

解すれば、一つは公的関与が十分でなかった。もう一つは、処理方法では、化学処理という新たな処理方法がなくて焼却方法だということだろうかなと思うわけです。その際に、やはりどうしても公的関与ということを一応環境事業団を通してやるわけですから、これについて、大変大きな問題なんですが、当然小泉内閣の一員として、閣僚としてどのようにこの点についてお考えか、ぜひ大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(川口順子君) 小泉内閣は改革断行内閣ということで、おっしゃったように、民でできることは民で、地方でできることは地方でということで今仕事を進めているわけでございます。

特殊法人の事業や組織の形態につきましては、昨年の十二月に行政改革大綱で抜本的な見直しを行なうということに既になつております。それに基づきまして環境事業団におきましても、時代のニーズに合わせて見直しを行っていくことが必要でございまして、P.C.B.処理事業も含めて見直しを行なっていくこととにいたしております。

その場合、それでは環境事業団の進めるP.C.B.処理事業は一体どういうことになるんだろうかと、いう御心配はもつともあると思います。P.C.B.の廃棄物を適正に処理するということにつきましては、これは全国的に処理体制を確保することが不可欠であると思っております。環境省といたしましては、見直しの結果いかんを問わず、それにはかわらず、P.C.B.廃棄物の適正処理につきましてはいさざかも支障が生じないように対応していく所存であります。

以上です。

○堀利和君 なかなかこれは悩ましいところかなと私自身も思うわけです。行政改革は進めなければいけない、民ができるることは民にする、地方でやることは地方に任せるという中での法案審議ですから、本当に悩ましいかなと思っています。

参考のために、P.F.I.手法について塩川財務大臣もこれを積極的に評価しているんですが、大臣は、一般論としてもそうですけれども、この環境

事業団との関係で申し上げれば、PFI手法についてどのように御見解をお持ちでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 私は、一般論といたしましてはPFI事業を高く評価いたしております。ただ、PFIがこのPCBの処理になじむかどうかということについては、結論を先に申し上げますと、なじまないというふうに考えております。

なぜかといいますと、そもそもPFIというのは、本来公的部門が行う公共施設の建設や維持管理や運営を、民間事業者とそれから公共施設の管理者との契約に基づいて、官民の役割あるいはリスクの負担のあり方、責任の適切な分担といったことを図りながら、民間の資金や経営のノウハウ、その他技術的な能力を活用して行うということです。

それで、PCBの廃棄物の本格的な処理事業というのには、本来民間事業者がこれをを行うということととされていましたけれども、三十年間、民間による体制の整備の取り組みがうまくいかなかつたということ、今回、日本で初めて新しい仕組みで実施をするということでございます。

公共サービスのうち、社会的に安全性や効率性が既に確立をしているようなものにつきましては、民間活力を導入しようというPFIの手法ははじむと思いますけれども、先ほど申しましたように、PCB廃棄物の処理事業という意味では、そういう経験が蓄積をしているものとは言えないのでござりますし、ということで、現段階では導入にはじまないというふうに考えています。

いずれにいたしましても、PCB廃棄物はその処理を早急に行う、安全に早急に行うということが大事でございますので、地域住民の方の理解を得て、環境事業団を活用しながら、国も積極的に関与いたしまして着実に事業を進めていくことが肝要だと思っております。

以上です。

すけれども、環境事業団に一義的に責任があると思ふんですね。

例えば、化学処理する過程で事故が起つてしまったと。もちろん起つてないことが前提であり、起つてないことを望むんですが、絶対に起つてないとは言い切れないと思うんですね。その場合に、自治体や地域住民に対しまして、大臣もお触れになりましたけれども、国としての責任ですね、環境事業団との関係でどのように国としての責任というものをお考えなのか、もう少しお聞きしたいと思うんです。

○國務大臣(川口順子君) まず大事なことは、事業の実施を安全に適正に行つていくことだということふうに考えております。そのため、環境事業団には学識経験者から成る委員会を設置いたしまして、採用する技術の選定あるいは施設の安全性の評価を行うといったことに万全を尽くして、事故が起きないような配慮を十分に行つていうことがまず一番肝要だと思ってます。

それから、本当にあつてはならないことでありますし、想定をしたくもないわけですから、万が一にも事故が起きた場合、この場合には第一義的には事業の実施主体である事業団がその責任を負うことになります。国は特殊法人である環境事業団の監督者でございますので、指導監督をするほか必要な措置をとつてまいります。

環境省といたしましては、P.C.B.の廃棄物処理事業にかかわらず、事業団が適切に事業を実施するように、事業実施計画の認可等を通じまして、日常から十分に指導監督を行つていただきたいと思っております。

以上でございます。

○堀利和君 いずれにしましても、行政改革としての特殊法人のあり方が問われているわけで、実際、政治の一つの課題にもなっております。まさにそこの国の責任とは何ぞや。P.F.I.の手法導入についての御見解も伺いましたけれども、まさにこの国の責任とは何ぞやということが、どこまで国民の皆さんなりあるいは政治として説得力を持

つかということありますし、同時に、それが何でも民だということの議論の前に、本当に安全に安心してP.C.Bを処理できるか、まずそのことだらうと思うんですね。そういう点で、大臣が言だきたいと思います。

時間もそろそろなくなつてもきましたけれども、最後に、P.O.P.s条約を批准、締結するわけですかれども、最終的に国内にあるP.C.Bを安全に処理しなければならないと思います。環境事業の対象となつてゐる化学処理だけではないわけですから、国際的な責任としても、日本政府はみずからこの國にあるP.C.Bを完全に処理しなければならないと思います。

○國務大臣(川口順子君) 委員おつしやられましたように、P.C.Bの処理の責任につきましては、国内法制度の整備をお願いいたしまして、この整備を図るということが國が果たすべき責任であるというふうに考えております。

それで、事業者責任の原則のもとで、事業者に対する一定期間内の処分という義務を、お願いを課した上で、国がそういった処理体制の整備にも一定の役割を担うということで、P.C.B廃棄物の処理を期限内に完了させたいというふうに考えております。

それから、P.O.P.s条約等についてもちょっとお触れになりましたけれども、現在、国といたしまして、化審法等で予防的な観點から、残留性が高い有害化学物質について、もしそれが新しい化學物質がそういうことであると判明いたしましたら製造・使用禁止するというような対策がとり得ることになつております。このほかに、化学物質のモニタリングですとか、P.R.T.R法ですとか、環境ホルモンにつきましての調査研究等も進めておりまして、これからも新しい知見を化審法等の現行の諸制度の運用に十分に反映させることに

よつて、予防的見地に立つた化学物質対策を進めてしまひたいと考えております。

○堀利和君 終わります。

○岩佐恵美君 前回の質疑で、民間の福祉施設などで交換したP.C.B入りの蛍光灯の安定器などの保管について、メーカーが引き取つてきちつと対応すべきだ、こういうことで求めましたけれども、風間副大臣は、コストが大変なので義務化は困難である、そう述べられました。しかし、処理完了まで十五年かかる計画でございます。保管についての報告を義務づけるだけでは紛失の危険はなくならないと思います。特に、中小企業に対するきめ細かい対応が必要です。廃棄してしまった場合には、個人が物置などに保管している例もあります。こういうものを個人任せにしておいてよいのか、これが大きな今問題だと思います。

六月七日の当委員会の質疑で、細見参考人は、中堅企業者などが保管するものが大事なポイントであり、支援策と実態把握が必要、そう述べました。私も、まず実態をつかんで、その上で対応策を考える必要があるというふうに思いますが、副大臣、いかがでしようか。

○副大臣(風間禪君) 六月五日の御質問に際しては、今先生がおつしやつたように、コストの部分とそれから三十年までさかのぼつての責任週間に對してはなかなか困難であるというふうに答弁をさせていただきました。

だからこそ、この二法を出させていただいて、事業団を中心にしてやつていただきたいということでお話をさせていただいたわけありますけれども、今の岩佐先生の民間の施設においてますけれども、市町村で処理がなかなか困難であるということからメーカーに協力を要請してきたというのは、三十年前近くのことです。経済産業省に伺いたいと思います。

○政府参考人(太田信一郎君) お答えいたしました。

一九七二年三月に、当時通産省でございましたが、電子機械工業会等に対し、トランジistor、コンデンサー等の部品にP.C.Bを使用した電気機器の生産を中止するよう要請をしております。これを受けまして家電メーカーは、遅くとも同年の九月一日までにP.C.B使用部品を用いた家電製品の生産を中止しているところでございます。

また、翌年の一九七三年八月には、電子機械工業会に対し、当時の通産省と当時の厚生省から、

中身はともかく。

同時に、この特別措置法におきましては、いわゆる排出事業者責任の原則できちつと安定器を含めた廃棄物の保管、処理の状況を、学校は学校の管理者、施設は施設の管理者が府県の知事に届け出るということを義務づけておるわけでございまして、また、そういった事業者に対して府県の方が報告の聞き取り、そして場合によつては立入検査というところまでの措置もできるようにさせていただいておりまして、そういう意味では、P.C.B使用安定器の状況につきましては今まで以上に

より詳細な把握が可能となるというふうに考えているところでございます。

今後、いわゆる安定器について保管をきちつとしていただくことについてのきめ細かな指導ももちろんやつていかなければならないし、そのことについてもさらに進めてまいりたいというふうに思つております。

○岩佐恵美君 副大臣、今説明があつたように、七三年当時には厚生省と通産省の通達で、市町村が収集した廃家電製品についてメーカーにP.C.B使用部品の取り外し及び保管等について協力を行つてゐるところでございます。

おつしやるとおり、最近は数が大変少のうなっています。

○岩佐恵美君 副大臣、今説明があつたように、市町村に對しP.C.B使用部品を使用した家電製品の型番等必要な情報を提供する、それから市町村が収集した廃家電製品につきまして、メーカーによるP.C.B使用部品の取り外し及び保管等について協力を行つてゐるところでございます。

具体的に申し上げますと、家電メーカーは市町村に對しP.C.B使用部品を使用した家電製品の型番等必要な情報を提供する、それから市町村が収集した廃家電製品につきまして、メーカーによるP.C.B使用部品の取り外し及び保管等について協力を行つてゐるところでございます。

P.C.B使用部品を含む家電製品が廃棄された場合における環境汚染の防止に万全を期するとの觀点から、P.C.B使用部品を含む廃家電製品の処理に當たつては、市町村の処理に家電メーカーが協力するよう要請しております。

だける方々、事業者でしようけれども、情報提供をしてくださいといふことを経済産業省を通じてメーカーさんに協力していただきたいということを要請しているところでございます。

安定器の製造メーカーというのは、現在、三十社近くまだございますが、極めて小さな事業形態でございますから、もう中小の小、そんなことを

言つと怒られるけれども小に近い中小メーカーでございますので、こういった方々に保管をぜひお願ひしたいということで適正保管が可能かどうか

ということもございますものですから、現実的にはなかなかメーカーの方々に保管をきちっとさせないというふうに思つています。

○岩佐恵美君 私は、せっかく七三年にこういう通達が出ているわけですし、蛍光灯について考えた場合、安定器の製造メーカーは小さいかもしけないけれども、大体蛍光灯の器具というのはかなり大きな家電メーカーですし、そういう困難があるかな

といふふうに思つています。

○岩佐恵美君 私は、せっかく七三年にこういう通達が出ているわけですし、蛍光灯について考えた場合、安定器の製造メーカーは小さいかもしけないけれども、この通達でも産業廃棄物についても協力を求めるということをしてい

るわけですから、積極的にその点は努力をしていくべきだというふうに思つています。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、資源循環型社会形成推進法、これは製品の製造・販売事業者に対する廃棄物となつた製品の引き取りなど

の責務を掲げておるわけです。国はそのための措

置を講ずるとしているわけです。P.C.B.について

はこれは処理困難物です。ですから、まさに製造・販売事業者が果たすべき役割というのは重要であるというふうに思つています。

小さな蛍光灯の安定器のように一般のごみとし

て出されてしまう、そういうおそれが強いもの、あるいは廃業してしまつた場合、特に紛失、漏

出、こういうおそれが大きいものについては、製造・販売事業者の協力を得て早期に回収する、そ

ういう対策を検討すべきだというふうに思つますが、いかがでしようか。

○國務大臣(川口順子君) 委員おっしゃられますように、適正な処理ができるようになりますので、メーカーさんには協力してもらいたいとおもいます。それで、P.C.B.使用安定器についての情報提供を行なうということによりまして、適正保管が行われるよう十分に周知をして、紛失の防止を図ることをやつていただきたいと思います。

特別措置法では、保管、処理について届け出と

いうことになつておりますので、それにより実態の把握に努めることができます。それから、メーカーの御協力もいただきまして事業者に

対してP.C.B.使用安定器についての情報提供を行なうということによりまして、適正保管が行われる

よう十分に周知をして、紛失の防止を図ることをやつていただきたいと思います。

一番重要なことは、高圧トランジン・コンデン

サーとあわせまして一刻も早く処理ができるよう

にすることございまして、法案の施行によりま

して処理体制の整備ができますよう、整備に最大

限の努力をしてまいりたいと存じます。

○岩佐恵美君 大臣、メーカーからの情報の提供

は、もうこれは当然だと思うんですけども、さつきから議論しているように、例えば七三年当

時は廃家電製品からのメーカーによるP.C.B.使用

部品の取り外し及び保管、あるいは産廃について

も同じようにその使用部分を含む廃家電製品に関

する対策等についてメーカーに協力を依頼してい

るわけですね。私は、そういう部分もひつくるめ

てきひとつやつしていく必要がある、何かそこのと

ころを避ける必要は全然ないというふうに思うん

です。

情報の提供だけじゃこれはしようがないんで、

これは処理困難物です。ですから、まさに製

造・販売事業者が果たすべき役割というのは重要

であるというふうに思つています。

○岩佐恵美君 ところが、P.C.B.について

いているところでございまして、いずれにしましても、単なる情報提供だけでなく、ある意味で強制的になつてもいけませんが、こういうことは大変なことですよという意味合ひも含めての御協力を要請しているところでございます。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、安定器を含めて、メーカーは小に近い中小企

業の方々で、蛍光管もそうですけれども安定器も、例えば何々という大きなメーカーの名前になつっていますけれども、つくっているところは

もっと小さな小さなものですから、現在存在しないというところも実はございまして、な

かなかその部分まで追つかけて追つかけていく

ということ、やらなきやならないことではござい

ますけれども、したがつて、今現存しているメー

カーの方々に対してもぜひ御協力をお願いしてい

るというところでございます。

○岩佐恵美君 P.O.P.s 条約ではP.C.B.などの処理の目標を二〇二五年としています。日本では二

〇一五年に前倒しをしているわけですけれども、

使用中のものについて安全の確保と早期使用廃止に取り組む、これも先ほどから議論されていました

ところですが、そういう必要があります。P.C.B.を

使用している機器の使用状況あるいは交換計画な

どの把握、こうした対策をきつちりとやっていくべきだと思いますが、大臣の御決意をお聞かせください。

○國務大臣(川口順子君) 廃棄物の処理施設を設

立いたします際に、十分に情報を公開いたしまし

て、住民の方の意見を踏まえながら地域の生活環

境の保全を行っていく、生活環境の保全に配慮を

したような施設の確保を図ることが大変重要だと

思つております。

○國務大臣(川口順子君) 平成九年の廃棄物処理法改正においては、廃棄物の焼却施設それから最終処分につ

きましては、設置の手続の透明性を確保するといふ観点から、都道府県による設置許可の申請書や施設の計画等の告示縦覧、関係住民等の意見の聴取の手続を定めまして、住民参加型の施設設置の手続をいたしました。

P.C.B.廃棄物の処理施設につきましては、高温行なう施設につきましても同じ扱いをするべく、政令改正を含めまして必要な見直しを行つてまいりたいと思っております。

また、環境事業団によるP.C.B.廃棄物の処理に

したがいまして、使用中の製品も視野に入れてP.C.B.廃棄物の処理が確実かつ適正に行われる

体験となつておりますので、環境省といたしまして、事業所管大臣の御協力をいただきまして、この法律の適正な運用、円滑な実施に努めてまいりたいと思います。

○岩佐恵美君 これまで廃棄物問題では、最終処

分場からの汚水や焼却炉などの排ガスなど、周辺に被害を与え続け、住民からの訴えに対してもなかなか行政は対応せず、汚染データなどを隠し続

けてきました。

住民はひどい被害を受け続けた上に、独自の調査など大変な労苦を強いられてきています。住民が強く不安に思うのは私は当然だと思います。こ

れまで処理できなかつたことを住民のせいにはできませんけれども、したがつて、今現存しているメー

カーの方々に対してはぜひ御協力をお願いしてい

るというところです。

○岩佐恵美君 P.O.P.s 条約ではP.C.B.などの処

理の目標を二〇二五年としています。日本では二

〇一五年に前倒しをしているわけですけれども、

使用中のものについて安全の確保と早期使用廃止に取り組む、これも先ほどから議論されていました

ところですが、そういう必要があります。P.C.B.を

使用している機器の使用状況あるいは交換計画な

どの把握、こうした対策をきつちりとやっていくべきだと思いますが、大臣の御決意をお聞かせください。

○國務大臣(川口順子君) 廃棄物の処理施設を設

立いたします際に、十分に情報を公開いたしまし

て、住民の方の意見を踏まえながら地域の生活環

境の保全を行っていく、生活環境の保全に配慮を

したような施設の確保を図ることが大変重要だと

思つております。

それで、平成九年の廃棄物処理法改正におきま

しては、廃棄物の焼却施設それから最終処分につ

きましては、設置の手續の透明性を確保するといふ観点から、都道府県による設置許可の申請書や施設の計画等の告示縦覧、関係住民等の意見の聴取の手續を定めまして、住民参加型の施設設置の手続をいたしました。

P.C.B.廃棄物の処理施設につきましては、高温行なう施設につきましても同じ扱いをするべく、政令改正を含めまして必要な見直しを行つてまいりたいと思っております。

また、環境事業団によるP.C.B.廃棄物の処理に

対します情報公開につきましては、政令で求められる以上により積極的に行いますように環境事業団に指示をすることといたしまして、それ以外のものによるP.C.B.の処理につきましても、その際の情報公開につきましても適切に行われるようになります。

○岩佐恵美君 住民参加、情報公開など、自治体

住民と話し合う姿勢が欠かせないはずです。ところが、環境事業団法改正案にはそうした規定が全くありません。事業団が最初に処理施設を建設しようとしている北九州市でも、住民にとつては寝耳に水でした。住民と話し合いをしないまま市長が計画準備に同意をしてしまった。そういうことで、行政への不信が非常に強くなつて、いろいろトラブルが起こつているわけです。

これまで民間ではできなかつた、だから今度は国のこと事業で押しつけるということになるなら、これは私はとんでもない話だと思います。住民合意、情報公開、厳格な環境アセスメント、第三者機関によるチェック、こういうことが不可欠だと思います。決してトップダウン方式でやるべきではないというふうに思いますが、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣(風間祐君) おっしゃるとおりでござります。本当におっしゃるとおりでございます。P.C.B.廃棄物の処理施設の設置に当たつては、早い段階から、関係する自治体だけではなくて、むしろそこに住んでいらっしゃる方々、住民の御意向と、いかお考えを十分聞いていくといふことがあります。本当に大変重要なことだと思っております。

そういう意味では、環境事業団を活用して全国に拠点のP.C.B.処理施設をつくつていく場合においても、自治体の御協力をいただきながら、あわせて地元住民の皆さん方に対しても、情報公開をするだけじゃなくて、御参加を願つていくようにしていかなきゃならないといふふうに思つております。

一方、学術的というか、専門科学的に事業団の方も委員会を設置して、地元の意向を確認しながら

うことでございまして、それについても今大臣からお話をありましたように、事業団の方にきょうとしているところはやつていただくようにしていくということです。

いずれにしても、いかに住民の皆様方の意向が反映されるかということが大事な視点であると思

いますから、そういう意味で、処理施設を決める、それから決めた後の運転、それからそれについての安全の管理、すべて情報公開をしていく必要があると思いますし、住民の御意向を重んじていく

○岩佐恵美君 とにかく、行政の押しつけ姿勢が住民の不信を招いている、このことを真剣に反省すべきだと思います。

焼却施設では同意が得られないから今度は化学処理施設だということになると、焼却より今回の施設は工程が複雑です。費用もかなりかかる。そ

ういう事業を行なう環境事業団ですが、焼却施設の建設は建設業の実績はあるんですが、P.C.B.の化

学処理施設についてはみずからやつた実績はありません。建設も運転も開発企業に委託をせざるを得ないということです。

事業団として、化学処理で一切環境に有害物質が出ないと保障できるのでしょうか。簡単に、どうかということだけお答えいただきたいと思います。

○副大臣(風間祐君) 一〇〇%できるとはなかなか

か難しい、一〇〇%に限りなく近づけてやるよう

にしたいといふふうに思つています。

そういう意味では、環境事業団を活用して全国に拠点のP.C.B.処理施設をつくつしていく場合においても、自治体の御協力をいただきながら、あわせて地元住民の皆さん方に対しても、情報公開をするだけじゃなくて、御参加を願つていくようにしていかなきゃならないといふふうに思つております。

○岩佐恵美君 化学処理に幾つかの処理技術があ

るわけですから、その一つのアルカリ触媒分解法のP.C.B.処理施設を開発した荏原製作所に行きました。説明を伺つたんですけども、約一

〇%の濃度のP.C.B.が〇・〇五ppmまで落とせ

る、減らせるという。けれども、これまで実際

に処理したのは組成がはつきりしている社内のト

ランス油だけで、一度に処理できる量は百キロゲ

ラム程度ということでした。実際には、不純物が

入っているものなど多種多様なものを処理しなければならないし、一定の排ガスや排水も出るといふことです。汚染について問題ないといつても、例え荏原については、藤沢市で焼却炉から高濃度のダイオキシンを川に垂れ流した前歴があります。

未知の技術を使う施設については、先ほどから話があるように情報公開及び第三者による徹底的な管理あるいは検証が必要だと思ひます。その

点、繰り返しにならないように、ちょっとと簡潔に、

もうお話をありましたように、事業団の方にき

つとそこのところはやつていただくようにしてい

くということです。

○岩佐恵美君 とにかく、行政の押しつけ姿勢が

住民の不信を招いている、このことを真剣に反省すべきだと思います。

焼却施設では同意が得られないから今度は化学

処理施設だということになると、焼却より今回の

施設は建設は建設業の実績はあるんですが、P.C.B.の化

学処理施設についてはみずからやつた実績はあり

ません。建設も運転も開発企業に委託をせざるを得ないということです。

事業団として、化学処理で一切環境に有害物質

が出ないと保障できるのでしょうか。簡単に、ど

うかということだけお答えいただきたいと思いま

す。

○副大臣(風間祐君) 委員が繰り返し強調し

ていらっしゃいますように、情報公開というの

は極めて重要であると私どもも考えております。

このために、P.C.B.の化学的処理を行う施設に

つきましては、細かく言いますと、政令改正を行

うことによって、焼却処理施設や最終処分場と同

様に、維持管理の状況についての記録を施設の設

置者が地域住民の関係者に対して閲覧をさせると

いうこととしたいたと考えております。それから、先ほど申しましたように、環境事業団の施設につ

きましては、これらのデータにつきまして、政令改正で求められること以上のより積極的な情報を公開を住民に対して行うように指示をしたいと考えております。

このことに加えまして、環境事業団の施設につきましては専門家の委員会で検討を行なつて、モニタリングの方法や運転管理に当たつての安全性を確保することを図り、それから施設稼働後の環境モニタリングや運転管理の結果につきましては、解体事業に従事する労働者のダイオキシン類による被曝を防止するための措置をとつたのであります。

○副大臣(南野知恵子君) 庶民のそばにいる政治家としての先生のモットーが、まさにこういう観点のところにあるのかなというふうに思つております。

厚生労働省といたしましては、平成十三年の四月に労働安全衛生規則の一部を改正させていただきました。廃棄物焼却施設の解体事業に従事する労働者のダイオキシン類による被曝を防止するための対策でございますが、三つございまして、一つは解体事業に従事する労働者への教育、これは特別教育でございまして、働く方々に知識を持つもらいたい、その部分が一つございます。さら

に二番目といたしましては、解体工事前の付着物の除去、これにまた発散源となりますものについては湿らせていく、いわゆる潤滑化による発散の防止というような対策も講じさせていただきました。

す。さらに三つ目でございますが、ダイオキシン類の測定とその結果に基づく適正な防護具というものを装着していただくということなどを義務づけたところでござります。

厚生労働省としましては、これらの措置を厳重に守つていただく、それを徹底していただくということでお願いしてまいりたいと思つております。

○岩佐惠美君 能勢の作業員の場合 平均で通常の方の二十倍から三十倍のダイオキシンが検出をされました。三十五名の労働者でしたけれども、最高の方の場合に五千三百八十ピコグラムという高濃度のダイオキシン汚染が判明して、大変みんな大きなショックを受けました。このときは、労働省のアドバイスで会社が事前に作業員の作業前の血液と作業後の血液の検査を行ったので解体作業によるこういう汚染実態がわかつたわけです。

私は、昨年の八月九日の国土・環境委員会でこの問題を取り上げまして、作業前と後の血液検査及び健康調査を義務づけることが必要だというふうに提案したんですけども、今回の通達には入っていないんです。なぜなのかということを伺いたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) ダイオキシンの対策ということにつきましては、先生御存じのように被曝を防止するということであり、その血液の問題でございますが、先ほども申しましたように、被曝防止という形で、ちょっと遠いからごらんになりましたが、こういう嚴重な装備の防護具をつなながらかかわるということが一点でござります。(資料を示す)

さらに、血液の検査におきましては、もう本当にどのくらいの数の項目の検査に及ぶかということも数えられないくらいの大きな作業をするということでございますが、これもサンプリングなど工具をとりましてさせていただいておりますけれども、でも一般の方とそれほど変わりはないといふような結果が出されております。

さらに、特定の場所における問題点につきまし

では、炉の問題がほかと多少違った大きな課題を持つていてる作業場であつたかなというふうにも思つておりますので、これらについてはいろいろな措置をとっていくことによつて、先ほどの防護具をとつていくことによつて防止されるものと我々は確信いたしております。

生の御懸念もひとつそこで少しは軽くなつてくるのかなというふうに思いますが、血液中のPCBの濃度検査につきましては義務づけられてはいいないのでけれども、現在の特殊健康診断によつてPCBによる健康影響の把握ができるものというふうにも考えております。

ます。この大不況で倒産が相次ぎ、その分を他の企業が負担しなければならないため、残った企業も重大な局面に立たされています。

例えば、大田区の城南地区で、十一組合で六社も撤退して、その分を組合が肩がわりさせられています。このままで連鎖倒産のおそれもあります。

○岩佐恵美君 参考人質疑で、酒井参考人と立川参考人が、PCBの前処理段階での対応が、対策が特に重要だと指摘をされました。立川参考人は、外部への漏出は建屋である程度防止できても、作業員は高濃度の環境の中で作業することになるので十分な配慮が必要、作業前後の生化学検査を行う必要がある、そのためのマニュアル化が必要と指摘をされました。

現時点では、血液中のP.C.B濃度検査を義務づける必要はないという観点に一応立つてはおりますけれども、P.C.B処理業務が今後本格化すると見込まれてくる状況が今発生しておりますから、厚生労働省としましても、P.C.B処理業務に従事する労働者の方々の健康への影響を今後とも医学的知見を踏まえて検討してまいりたいと思つております。そのためには、環境行政とも密接な関係を持つものでございますので、川口大臣、風

す。連帯保証の取り扱いを検討すべきです。
この二点について、あわせて伺いたいと思いま
す。

○政府参考人(中川雅治君) ただいま二つ御指摘
いただきました。

まず、金利減免措置についてございますが、
環境事業団の行つております建設譲渡事業は、事
業団の持つている施設整備のノウハウを活用する
とともに、民間では提供できない長期固定の資金

安全対策を盛り込んで作業前後の検査を義務づける、これは私は本当に必要だと思うんです。ちよつと事務方さんからの説明を伺ったときに、血液の検出がされたとしても、どの程度の濃度がどういう健康被害を起こすかという因果関係がわかつていないので、はからないという説明もありました。

間副大臣とともに、我々お話をさせていただきながら取り組んでいこうと思つております。
ありがとうございます。

を融通することによりまして、環境政策を実現しようとするものでござります。その際、供与しております金利は国の信用によってその時点における最も低い金利を適用しているものでござります。また、長期固定による金融におきましてはその後の金利変動にかかわらず当初の金利を維持

まことに、因果関係がわからなければ、たしかに汚染の実態を調査しないということは私はあつてはならないことだと思います。

住宅地にある工場の騒音公害などを防止するため、集団移転する企業団地を事業団が建設して中小企業の組合に譲渡する事業です。この二十年間で百七十二事業が実施され、千四百一十四社の中で

する」とか原題でございます。
しかしながら、長引く景気の低迷等によりまして、平成七年度より、極めて異例の措置といたしまして、政府系金融機関が中小企業対策の一環として

ですが、それと似たようなP.C.B.の処理にかかる問題なんですね。ですから、私は、今回の労働省の通達は一般的にそういう通達になつたんですけど、どうけれども、いずれにしても、この問題については検討をきちっとして置いていただきたいということです。きょうは副大臣に直接お願いをした

小企業が参加をしていますが、組合と事業団との約定金利は五・五%から六%と余りにも高い。不況のもとでその返済に苦労しています。

東京大田区の場合は、四%を超える金利の事業が十三事業あり、九十五社が参加をしています。この大不況のもとで、中小企業は受注の大幅減

して、償還金利が五%を超えるものにつきましてはその超えた利息について減免する措置を講じまして、各機関の損失分につきましては予算措置をもつて補てんしているところでございます。環境事業団におきましても、その措置の一環として金利減免をしているところでございます。

○副大臣(南野知恵子君) 先生おっしゃるとおりでございまして、我々にとりましても特定化学物質障害を予防し、規則におきまして、P.C.B.を取り扱う労働者、働く方々に対しでは皮膚の障害だとかまたは肝臓障害、P.C.B.に対する特殊健康診断を事業者に義務づけたところでございます。先がでしようか。

少、単価の切り下げなどで資金繰りに四苦八苦している。バブル期に設定された事業団の高金利を払えというのは、本当に中小企業にとってはつぶれろと言わんばかりだということで悲鳴が上がりっています。私は、この金利を3%以下に引き下げるべきだと思います。

もう一つの問題ですけれども、連帯保証です。各事業ごとに組合員全体の連帯保証が課されていています。バブル期に設定された事業団の高金利を払えというのは、本当に中小企業にとってはつぶれろと言わんばかりだということで悲鳴が上がりています。私は、この金利を3%以下に引き下げるべきだと思います。

それで、三%以下に金利を下げるべきではないかという御指摘でございますが、それによつて当然損失が環境事業団の方に生ずるわけでございましては、結局、国民全体の負担によらざるを得ないものでございますのでございましては、どこまで国民全体の負担で行なうことが適当なのかという観点や政府の中小企業対策全体の目

した措置については環境省としても見守つていきたいというふうに考えておるところでござります。

○中村敦夫君 ごみの埋堤についても安全性が疑問視されているんです。早急にボーリングなどで安全性の確認作業を行なべきだと考えているんだけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(岡澤和好君) 埋堤の安全性に関してもござりますけれども、県の民間最終処分場技術検討委員会といふところで検討した結果ということですが、当面の話としては、埋立地の上面を応急的に覆土しても問題がない程度の構造上の安全性はあるというふうなことでございまして、たゞ、将来にわたってこの埋堤が崩れないか、安全かどうかということについてはボーリング調査を行なう必要があるというふうな検討結果になつております。それを踏まえまして、県としてもキンキクリーンセンターに対しましてボーリング調査を行なうような指導をしている、キンキクリーンの側も一応それに応じる姿勢を見せてはいるというふうなことです。

○中村敦夫君 安全性の調査とか情報公開というものはもう不可欠のものだと思います。それは急いでとにかくやらなきゃいけないということがありますけれども、今度は具体的には対策も同時に進めなきやいけないというふうに考えているんです。ごみの撤去それから埋堤の補強 河川や地下水中の浸出防止などの抜本的な対策をとるべきだと思います。うんでも、そういうような準備に入りつつあるのか、入ろうとしているのかというふうなことをお聞きしたいんです。

○政府参考人(岡澤和好君) 入りつつあるといいますか、既に入っているといいますか、長期的に處分場が周辺環境に影響を与えることのない状態にさせるための必要な対策というものを検討している。その前段階といたしまして、周辺の環境

調査とか埋堤の構造上の問題についての調査を今現在行つてある、これから行おうとする状況でござります。当然御存じのことだと思いますが、生

活環境保全上の支障が生じればこれは事業者に措置命令を発しまして、事業者がこれに応じない場合には行政代執行でみずから撤去等のことを行うということになつてはいるわけでございます。

○中村敦夫君 この処分場にごみを搬入した自治体や事務組合というのは延べ二百九団体にも及ぶとかということは、周辺状況あるいはその構造等を検討した上で詰めていかなきやならないことでございまして、現在、福井県が技術検討委員会に詰つて必要な対策を行なう、どういう対策が必要かということを検討しているということをございますので、当面はその検討結果を待ちまして必要な対策を詰めていくということになると思いま

す。

○中村敦夫君 調査と対策、そしてもう一つきちんととした処分というものが必要だと思うんですね。環境省は、業者に対する処分業の許可取り消しを確実に執行させるとともに、業者の計画倒産などで現場が放置されることのないように、福井県に適切な助言と支援を行なへきやないかと考

えますが、いかがですか。

○政府参考人(岡澤和好君) 廃棄物処理法に基づく処分ということでは昨年の九月八日に廃掃法違反で刑事告発をしたわけでございますが、この件につきましても県の方と、当時は厚生省でございましたけれども、厚生省の方とで相談して行つてまいりました。これが許可の取り消しを行うことになります。

今、先生からお話をありました業の許可の取り

た手続を通じまして適切な対応がなされるものというふうに考えております。

今後とも、福井県において廃棄物処理法に基づく適切な措置が講じられますように、私どもとしても必要な助言あるいは支援を行つてまいりたいというふうに考えております。

○中村敦夫君 この処分場にごみを搬入した自治体や事務組合といふのは延べ二百九団体にも及ぶということなんですね。そのうち四十三団体が事務組合や現地確認なしで違法にごみを搬入していだというとんでもないことが起きました。

そこで、環境省は、違法にごみを搬入していた四十三団体に対して、社会的責任という観点から内規に応じまして、その代執行に要した経費の一部を補助することを考えております。

○中村敦夫君 調査と対策、そしてもう一つきちんととした処分というものが必要だと思うんですね。環境省は、業者に対する処分業の許可取り消しを確実に執行させるとともに、業者の計画倒産などで現場が放置されることのないように、福井県に適切な助言と支援を行なへきやないかと考

えます。環境省はリーダーシップを發揮して、こういった問題の抜本的な解決に取り組み、廃棄物行政の信頼を早急に回復すべきだと思います。

○中村敦夫君 この一件は、民間処分場の違法操業を長期間、福井県が黙認していたという廃棄物行政の信頼を根幹から揺るがす問題であると思いまます。環境省はリーダーシップを發揮して、こうした問題の解決に向けて環境大臣としての見解を示していただきたいんです。

○国務大臣(川口順子君) まず、この敦賀市の件につきましてですけれども、地元の方々が環境の汚染あるいは安全性ということを心配していらっしゃるということにつきましては承っております。地元の県や市が十分な対応を行うことが必要であると考えております。

福井県では、問題の処分場につきまして、将来にわたる安全性を検討いたしまして、必要な措置を講ずるために専門家の委員会をつくって、調査あるいはその結果を踏まえての対策についての検討を行つてはいるということでございまして、事業者に対する行政処分を行う方針である、これは事業許可の取り消しでござりますけれども、行なう方針であるというふうに私は承知をいたしております。

一般的に、対策が確実に行なわれて、廃棄物処分場が安全で、またその地域の方に不安のないような、環境汚染のないような運用、運営ができるよう、必要な助言は環境省といたしましてやつていただきたいと考えております。

○中村敦夫君 終わります。

○委員長(吉川春子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、福本潤一さんが委員を辞任され、その補欠として大森礼子さんが選任されました。

両案に対する質疑は終局したものと認めます。

環境事業団法の一部を改正する法律案の修正について福山哲郎さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。福山哲郎さん。

○福山哲郎君 私は、環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表し、修正の動議を提出いたします。

まず、その趣旨を御説明申し上げます。

特殊法人については、その見直し議論が高まっております。そのような状況においては、民間や地方公共団体が実施可能な事業については、極力それらの活用を図り、特殊法人が行う事業は真に政府でしか行うことができないものに限定すべきであります。

こうした観点から、環境事業団についても、これまで行つてきた事業についても見直す必要があると考えます。同事業団の建設譲渡事業は、公害の防止等さまざまな観点からこれまで行われてまいりましたが、現在では民間や地方公共団体でも十分に行なうことが可能であるばかりではなく、特殊法人がどうしても行わなければならない種類の事業ではありません。

今回の環境事業団法の改正では、自然公園の施設設置・譲渡事業の削除にとどまり、他の譲渡事業は継続して実施することとしており、極めて不十分な内容となつております。

そこで、同事業団の行う事業を、環境保全の観点から真に必要とされるP.C.B.処理事業や地球環境基金などに限定し、建設譲渡事業のすべてを廃止する内容の修正案を提出する次第です。

次に、その内容を御説明申し上げます。

環境事業団の業務のうち、集団設置建物建設譲渡事業、共同福利施設建設譲渡事業、大気汚染対策緑地建設譲渡事業、地球温暖化対策緑地建設譲渡事業及び産業廃棄物処理施設、一体緑地建設譲渡事業は、これを廃止し、それに伴う経過措置等の規定を設けております。

なお、修正案の案文は、お手元に配付したとお

りであります。

以上であります。

○委員長(吉川春子君) これより両案並びに修正案についての討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、環境事業団法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一に、環境事業団のP.C.B.廃棄物処理事業は、P.C.B.製造・使用事業者みずから処理責任を負います。

は、事業者にきちんと責任をとらせ、安全性についての規制、監視をすることがあって、事業者にかわって処理施設整備に税金を使うことではないはずです。

第二に、環境事業団にはP.C.B.廃棄物の化学処理の実績もノウハウもなく、安全性の確保に疑念があります。しかも、本法案には、P.C.B.処理施設の設置に関し住民参加や情報公開の規定が全くありません。国の事業を大義名分にして強引にP.C.B.処理事業を推進する危険があります。

中小企業へのP.C.B.廃棄物処理費用に対する助成事業には賛成ですが、環境事業団によるP.C.B.処理事業には賛成できません。

また、事業団債権の発行に伴う措置は、事実上財政投融資を解体に導く財政改革の具体化であり、反対です。自治体などに対する債権を信託会社の商品に供する仕組みは適切ではありません。

以上の理由で、環境事業団法改正案には反対です。

民主党的な修正案については、事業団の建設譲渡事業には中小企業の公害防止事業もあるため、全廃することには同意できません。

以上、反対討論を終わります。

○委員長(吉川春子君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案の採決を行います。

○委員長(吉川春子君) これより両案並びに修正案についての討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、環境事業団法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

第一に、環境事業団のP.C.B.廃棄物処理事業は、P.C.B.製造・使用事業者みずから処理責任を負います。

は、事業者にきちんと責任をとらせ、安全性についての規制、監視をすることがあって、事業者にかわって処理施設整備に税金を使うことではない

はずです。

第二に、環境事業団にはP.C.B.廃棄物の化学処理の実績もノウハウもなく、安全性の確保に疑念があります。しかも、本法案には、P.C.B.処理施設の設置に関し住民参加や情報公開の規定が全く

ありません。国の事業を大義名分にして強引にP.C.B.処理事業を推進する危険があります。

中小企業へのP.C.B.廃棄物処理費用に対する助成事業には賛成ですが、環境事業団によるP.C.B.処理事業には賛成できません。

また、事業団債権の発行に伴う措置は、事実上財政投融資を解体に導く財政改革の具体化であり、反対です。自治体などに対する債権を信託会社の商品に供する仕組みは適切ではありません。

以上の理由で、環境事業団法改正案には反対です。

民主党的な修正案については、事業団の建設譲渡事業には中小企業の公害防止事業もあるため、全廃することには同意できません。

以上、反対討論を終わります。

○委員長(吉川春子君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

施設の従業員や周辺住民の健康管理さらには暴露事故対策に十分配慮すること。

四、P.C.B.廃棄物の収集、運搬に当たって、廃漏れた場合の対策及び対応策につき、十分なコンデンサ等の耐久性を踏まえて、その安全性能が十分確保されるよう細心の注意を払うことともに、その運搬等に際して万が一P.C.B.が

漏れた場合の対策及び対応策につき、十分な検討を行つておくこと。

五、現在まで適切な処理がなされず、不明・紛失しているP.C.B.廃棄物について、早急に実態調査を行い、その調査結果を公表するとともに、引き続き廃棄物の不法投棄の根絶に万全を尽くすこと。

六、都道府県の行うP.C.B.使用製品の把握及びその早期処分の促進が図られるよう努めるとともに、国民へのP.C.B.廃棄物等に係る情報の周知徹底を図ること。

七、P.C.B.以外で製造中止となつているD.D.T.、C.N.P.等の有害化學物質に係る貯蔵の実態等を調査するとともに、速やかにそれらの適正処理の推進、拡散の防止等についての必要な措置を講ずること。

八、工場跡地等におけるP.C.B.その他有害物質による土壤汚染事例が増加していることにかんがみ、土壤汚染防止に関する法制度を早急に検討すること。

九、カネミ油症患者についての効果的な治療方法の確立に努めるとともに、被害者に対する支援策の充実を図ること。

十、P.C.B.汚染が海洋哺乳動物類等に深刻な影響を与える地球的規模の汚染に拡大していることにかんがみ、生物多様性の保全に配慮した污染防治対策に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川春子君) ただいま福山哲郎さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。

よつて、福山哲郎さん提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。川口環境大臣。

○國務大臣(川口順子君) ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でござります。

○委員長(吉川春子君) 次に、環境事業団法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、福山さん提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(吉川春子君) 少数と認めます。よつて、福山さん提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

福山哲郎さんから発言を認められておりますので、これを許します。福山哲郎さん。

○福山哲郎君 私は、ただいま可決されました環境事業団法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

環境事業団法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

一、環境事業団が新たに行うこととなるボリューム化ビフェニル(以下「P.C.B」という)廃棄物処理事業の実施に当たっては、P.F.I.の導入を含め、民間事業者を活用し、効率的な手法を導入するなど施設設置コスト及び処理コストの削減に十分配意しつつ、期間内処理が確実に達成されるよう努めること。また同事業の最終処理に至るまでの全体的な管理システム及び事業全体の監視・評価システムを構築するよう努力すること。

二、「P.C.B.廃棄物処理基金」の設置・運営に当たっては、国及び都道府県が積極的に関与するよう図るとともに、P.C.B.製造事業者及びP.C.B.使用製品製造事業者の基金に対する出えんなどについても積極的な協力が得られるよう努めること。

三、環境事業団の行う事業について、国が行うことが適切な事業に限定するよう事業範囲の見直しを行うとともに、事業運営について透明性を確保するよう努めること。

四、地域住民の理解と協力の下で、P.C.B.廃棄物処理施設の円滑な整備を図るために、廃棄物に関する研究・研修施設の設置、輸送インフラの整備及び周辺環境整備等の一連の関連事業も一体的に整備するよう努めること。

以上でございます。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川春子君) ただいま福山哲郎さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 多数と認めます。よつて、福山哲郎さん提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

環境事業団法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

ます。川口環境大臣。

○國務大臣(川口順子君) ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力をいたす所存でござります。

○委員長(吉川春子君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(吉川春子君) 速記を起こしてください。

○委員長(吉川春子君) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案を議題といたします。

○委員長(吉川春子君) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案を議題といたします。

○衆議院環境委員長五島正規さんから趣旨説明を聴取いたします。五島環境委員長。

○衆議院議員(五島正規君) ただいま議題となりました特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、人類共通の課題となつてゐるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることから、オゾン層を破壊しましたは地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中の排出を抑制することが喫緊の課題となつております。

こうしたことから、本案は、フロン類の大気中の排出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等及び自動車用エアコンディショナーからのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び

事業者の責務等を定めるとともに、業務用冷凍空調機器及び自動車用エアコンディショナーに使用

されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じようとするものであります。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 多数と認めます。よつて、福山哲郎さん提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言

を求められておりますので、この際、これを許します。

環境事業団法の一部を改正する法律案に

対する附帯決議(案)

ます。次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中の排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収・破壊のための措置を講じ、人類の福祉に貢献すること等を目的としております。

第二に、この法律の対象物質であるフロン類は、CFC、HCFC及びHFCの三種類のフロンとします。また、この法律の対象機器は、第一種特定製品を業務用冷凍空調機器とし、第二種特

定製品をカーエアコンとしております。

第三に、フロン類の回収・破壊に関する事項について指針を定めるとともに、事業者、製造業者、国民、国、地方公共団体の責務を定めることとしております。

第四に、業務用冷凍空調機器からフロン類を回収する業者、つまり第一種フロン類回収業者は都道府県知事の登録を受けることとしております。

第一種フロン類回収業者には、回収の基準の遵守等の義務を課し、都道府県知事は、必要な指導、助言、勧告、命令をすることができることとしております。

第五に、廃車しようとする自動車ユーチャーに対する窓口として、第二種特定製品引取業者は都道府県知事の登録を受けることとしております。こ

の第二種特定製品引取業者は、カーエアコンを自動車ユーチャーから引き取り、自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡すことになります。

また、第二種特定製品引取業者からカーエアコンを引き取りフロン類を回収する業者は、第二種

フロン類回収業者として都道府県知事の登録を受けることとしております。

さらに、第二種特定製品引取業者、第二種フ

ロング類回収業者には、フロン類の運搬または回収のための措置等を講じようとするものであります。

造、消費国である日本の責任は重大であるにもかかわらず、これまでの間、有効な手立てを講ずることができませんでした。このような結論を出し続け、フロン回収をいたずらにおくらせてきた通産省の審議会である化学品審議会の当時の委員に猛省を求める一方、私たち立法府も大気中のフロンの放出を規制できなかったことは反省すべきことであると考えます。

一方で、私たち民主党は、九七年にフロンの放出禁止、回収義務化などを主な内容とするオゾン層保護法改正案を提出いたしましたが、事業者に不可能を強いるものではなかつたにもかかわらず、数多くの抵抗の中で審議もされずに廃案となりました。ようやく先国会から議員立法でフロン回収を義務化する方向になり、今回成案を得ることとなつたことについては、長年フロン回収義務化を唱えてきた一人として大変喜ばしいことと考えています。

民主党としてもフロンに関する政策を取りまとめておりますが、その内容について述べたいと思います。

第一に、フロンは環境負荷を与える物質であることが明らかであり、経済的な措置により脱フロン化の方向性を明確にする必要があります。第二に、市場に出回っているフロンについては、放出防止の観点から、廃棄時に排出者に費用負担を求めるべきではないと考えます。第三に、フロンは製品廃棄時のみならず、修理やメンテナンス時にも回収されることが望ましいと考えます。第四に、断熱材、スプレー缶など回収や破壊が現状でも困難である用途については、何らかの負担を求めることはもちろん、脱フロン化を明確にしなければなりません。第五に、フロンの放出問題は地球環境全体の問題であることから、輸出中古車などを含め、途上国などへの対策を進めなければなりません。第六に、フロンについてはその製造から廃棄に至るまでその流れを十分に把握し、総合的な対策を施さなければなりません。第七に、脱フロン化に向けた研究開発、技術普及などについ

ても国が積極的に取り組むべきであると考えます。

以上のような方向性が担保されるのであれば、民主党としては、今回のフロン回収・破壊法案はぜひとも成立させるべきであると考え、また五島委員長を初め委員の皆様に心より敬意を表する次第でございます。まだまだ不十分な点もあることは事実ではございますが、法律的にフロン回収を担保した意義は大きいと考えます。

私がいたしましても、今後とも未来の責任を果たすため、フロン回収の徹底、脱フロン化に向けさらに努力する所存であることを申し上げまして、意見表明とさせていただきます。

○但馬久美君 公明党を代表いたしまして、フロン回収・破壊法案についての考え方を述べさせていただきます。

公明党は昨年十一月三十日に最初のフロン回収・破壊法案を公表いたしました。そして、本年に入り与党プロジェクトチームが設置されまして、与党三党で意見を交換し合い、また直接自動車メーカー等をヒアリングしたことを踏まえて、フロン回収・破壊の実効性をより高めた与党案が取りまとめられました。本日提案のあつたフロン回収・破壊法案は、この与党案をもとにしたものであります。

その内容は、業務用冷凍空調機器とカーエアコンのそれぞれの特徴を踏まえた回収・破壊の仕組みをつくったことです。業務用の冷凍空調機器はユーニット事業者が費用の支払いの責任を負う。また、カーエアコンからのフロン類の回収についても、自動車メーカーがフロン回収業者に対する費用の支払いの責任を負う。この本法案の骨格は、まさに昨年、私たちの主張で制定されました循環型社会形成推進基本法に盛り込まれている拡大生産者責任と排出者責任の考え方を具現化するものです。

○岩佐恵美君 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案の委員長提案に対し、社民党・護憲連合を代表し、意見を申

ります。本法案においては、費用の支払いに関しましては、鉄、プラスチック、ゴムなどのほか素材と同じ位置づけとなつてあるフロンメーカーに責任を負わせるよりは、素材の選択権を持ち、大きな影響を与える自動車メーカーがユーニットに對する最終の生産者として責任を負うべきではないかと考えました。しかしながら、フロンメーカーを免責するものではなく、一般の事業者の責務とは別に製造者の責務を設け、さらに主務大臣がフロンメーカー等に対して、脱フロンへの取り組みやフロンの回収・破壊を推進するための必要な協力を求めるなどを規定いたしました。

政府におかれでは、自動車メーカーからフロン回収業者への費用の支払い、自動車メーカーから自動車ユーユーザーへの費用の徴収がフロン回収・破壊の実効性を上げられるよう万全を期するとともに、脱フロンに向けた取り組みについても積極的に対応されることを要請いたします。

また、欧米諸国がいち早くフロン回収・破壊の法制を整備したにもかかわらず、我が国のこの問題への対応は後手後手に回り、さらに多量のフロンが大気中に放出されております。さらに、本年七月までに先進国はCFCの回収・破壊の方針を含むCFC管理戦略を国連環境計画オゾン事務局に提出しなければなりません。政治主導の取り組みにより、ようやくフロン回収・破壊法案が成立しようとしておりますけれども、一刻も早い対応を求めております。

カーエアコンからのフロン類の回収に関する規定は、「平成十四年十月三十一日までの間ににおいて政令で定める日」から施行するとは、十月三十日から施行することを意味するのではありません。できるだけ早く施行するよう、政府には最大限の努力を要求いたします。また、自動車メーカー等に対しましても、法の施行以前であつてもフロンの回収・破壊の実効性を上げる措置を自主的に講じていただくことを強く求めるものであります。

は全地球的な取り組みが必要であります。途上国の脱フロンに向けた取り組みを支援していくことは、我が国の国際協力の重要な柱であります。この分野での政府の積極的な取り組みを要求いたします。

○岩佐恵美君 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案について、意見を申し述べます。

○岩佐恵美君 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案について、意見を申し述べます。

○岩佐恵美君 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案について、意見を申し述べます。

し上げます。

フロン類によるオゾン層の破壊、地球温暖化の促進という環境への重大な影響に対しても多くの国民が危機感を抱き、フロンの回収・破壊を進めるフロン法の成立を求め続けてきました。

しかし、残念なことです。が、フロンの回収・破壊はこれまで事業者の自主的取り組みにゆだねられてきました。政府は、フロンは気体だから法律で回収を強制しても回収・破壊されたのかどうか最終確認ができない、だから法律で強制しても意味はないという主張を繰り返してきたのですが、この自主的取り組みが何の成果も上げ得なかつたことはもはやはっきりとしています。

このフロン法案は、フロンの回収が進まない現状を厳しく認識し、これ以上フロンの回収・破壊をおくらせることがあつてはならないとの危機意識から議員立法として提案されたものであり、与野党の協議を経て成立を図ることになったのです。私は、この点を大いに評価したいと思います。

しかし、このフロン法案で万全かといいますと、まだ心配な点、不十分な点があります。今後のフロン対策に万全を期すためにも、社民党として以下の点について要望を述べさせていただきます。

第一点は、実施時期の問題です。

本法案では、業務用エアコン、冷蔵機器及び凍機器などの第一種特定製品の回収・破壊は平成十四年四月一日から施行されますが、第二種特定製品であるカーエアコンについては平成十四年十月三十一日までの間で政令で定める日から施行するとなっています。

しかし、フロンの回収・破壊の緊急性を考えますと、カーエアコンの回収・破壊も一日も早く実施される必要があります。本法案成立後、政府が直ちに自治体や回収業者、自動車業界などへの適切な指導を行い、早期実施が実現するよう最大限の努力を払われるよう強く要望します。

第二点は、カーエアコンのフロン回収・破壊に

かかる費用負担の問題です。

社民党は、回収・破壊は生産者、製造者の責任で行うべきであり、購入時負担を明確にすべきだということを從来から主張してきました。

本年の四月一日から家電リサイクル法が施行されていますが、消費者が廃棄時にリサイクル費用を負担するシステムであるため、不法投棄が後を絶たず社会問題となっています。カーエアコンの回収費用が廃車時負担になれば、自動車もまた不法投棄の対象となることは十分予想されます。この法律は、議員の責任において成立させる議員立法である以上、不法投棄を招きかねない事態は絶対に回避すべきです。本法施行に当たって、費用請求が廃車時負担であつてはならないことをここで重ねて強調しておきたいと思います。

第三点は、これから検討されることになつていて、最も重要な点です。自動車リサイクル法とのフロン法との一体性が確保されるべきだということです。この点も強調しておきます。最後に、フロンの回収・破壊は、もとより国民の理解と協力が不可欠です。フロン類の人の健康や生態系に及ぼす影響、地球環境への影響などを広く国民に啓発し、フロンの回収・破壊的重要性を周知徹底することが大切です。政府としてその対策に積極的に取り組まるよう要望し、私の意見表明を終わります。

○中村敦夫君 さきがけ環境会議は、衆参両院で唯一環境を名称に使用している会派として、フロン回収・破壊法案を歓迎いたします。

しかししながら、産業界の自主的取り組みの名のもとにフロン対策がおくれた過去を忘れてはなりません。産業界には社会にフロン対策を公約してくれた我が国と国際交渉ボジションを強化するものあります。また、業界の意向をバックアップしてきています。また、業界の意向をバックアップしてきた経済産業省にも猛省を促したい。

フロン回収・破壊法案は、モントリオール議定書の対象物質CFC、HCFCだけでなく、京都

議定書の対象物質であるHFCを対象としており、地球温暖化の国内対策を強化することを通じて京都議定書の批准を促進することに役立つものであります。

心配なのは、京都議定書を否定するアメリカの動きに便乗して、京都議定書を修正しようとか、日本はアメリカが入らなければ京都議定書を批准すべきではないという産業界や経済産業省の声が聞かれます。京都議定書は日本が議長国となつてまとめた条約です。議長国がそれを率先して批准しなければ日本の国際的な権威と信頼は失墜してしまいます。京都議定書批准問題は将来世代への責任と日本の名誉がかかるており、それらと経済的利益のどちらを優先すべきかはおのずと明らかです。

京都議定書は日本の地名が冠されたほぼ唯一の国際条約でもあります。千二百年以上の歴史を持つ古都京都の名前を誇りを持って世界に広めることができます。京都議定書批准と発効を実現するよう主張したいと思います。

○国務大臣(川口順子君) オゾン層を破壊し地球温暖化をもたらすフロン類の回収・破壊の確保といふ困難な課題につきまして、超党派の御尽力により法案をお取りまとめていただきましたことに御礼を申し上げます。

本法律案が成立した暁には、本年七月にUNEPに提出をするCFC管理戦略に盛り込み、世界に向けた発信したいと思います。

また、京都議定書の対象物質であるHFCを対象としていた大切なことは、地球温暖化の国内対策を前進させるとともに、COP6再開会合に向けた我が国と国際交渉ボジションを強化するものであります。

フロン回収・破壊への対応は遅きに失したので

フロン類の回収の実効を上げるよう働きかけてまいります。

自動車メーカー等が第二種フロン類回収業者が支払う料金の基準の設定につきましては、回収の取り組みが促進されるよう適切な配慮を行いつつ、その内容を定めたいと思います。

自動車ユーダーからの費用徴収方法につきましては、フロン類の大気中の不法放出を防止し、リサイクル法との関係につきましても、同法でフロン回収の実効性を高める観点に立つて、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得る所存であります。現在、政府で検討中の自動車リサイクル法との関係につきましても、同法でフロン回収・破壊法の仕組みを生かすよう調整を行ふ所存であります。

本日、御指摘のありました事項はいずれも重要なことでありますので、フロン類の大気中の放出行抑制のための具体的な対策を検討し順次具体化すべきとの御指摘を踏まえ、積極的に取り組んでまいります。

○委員長(吉川春子君) 他に御発言もないようになります。

○委員長(吉川春子君) 引き続き、本委員会の委員各位の御支援、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(吉川春子君) これから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(吉川春子君) これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

福山哲郎さんから発言を求められておりますので、これを許します。福山哲郎さん。定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案に対し、自由民主党・保守

党・民主党・新緑風会・公明党・日本共産党・社

会民主党・護憲連合及びさきがけ環境会議の各派
共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊

の実施の確保等に関する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ

いて適切な措置を講ずべきである。

一、施行時期

カーエアコンに含まれるフロン類の回収・
破壊に関する施行準備を急ぎ、可能な限り早
い時期に施行すること。

二、途上国の脱フロンに向けた取組みへの技術
支援

国内におけるフロン対策の推進に加え、途
上国におけるフロン類の生産量及び消費量の
削減に向けた取組み、フロン類の回収・破壊
のための取組み、オゾン層の破壊をもたらさ
ずかつ地球温暖化に深刻な影響を及ぼさない
代替物質、代替技術の普及等の途上国におけ
る脱フロン対策の推進に向けた取組みについ
て国際協力の強化に努めること。

三、代替技術の普及等

フロン類の排出抑制の観点から、技術的及
び経済的実行可能性を踏まえつつ、フロン類
を使わない冷却・冷凍技術の普及を促進する
こと、フロン類の使用が不要な用途における
回収が見込まれないフロン類を含む製品につ
いて代替物質への早期転換を促進することそ
の他の必要な措置を講ずるよう努めること。

四、整備の際の配慮

本法第六十七条(特定製品の整備等の際の
遵守事項)について、特定製品の整備等を行
うフロン類回収業者その他の事業者に対して
指導・監督を徹底すること。

五、料金の基準

本法第五十七条(第二種特定製品に係る費
用負担)第一項に基づき、主務大臣が定める
基準については、関係者の負担や技術的な実

施可能性などに留意しつつ、第二種フロン類

回収業者によるフロン類の回収の取組みが促
進されるよう適切な配慮を行いつつ、その内
容を定めるべきこと。また、基準の策定に関
しては、適切な情報が公開されるよう努める
こと。

六、自動車製造業者等から自動車ユーザーへの
費用請求の方法

本法第六十条(自動車を運行の用に供する
者の費用負担)に基づき、自動車製造業者等
が自動車ユーザーに負担を求める方法につい
て、フロン類の大気中への不法放出を防止
し、回収の実効性を高める観点に立ち、自動
車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論
を得ること。

七、自動車リサイクル法との関係

自動車リサイクルに関する法律の検討に當
たり、カーエアコンからのフロン類の回収・
破壊については同法で定めることとし、その
際には、原則として本法におけるカーエアコ
ンからのフロン類の回収・破壊に関する仕組
みを規定するものとすること。

八、経済的措置の検討

フロン類の放出による環境負荷の増大を防
止するため、フロン類の利用形態等の特性、
環境保全上の効果、国民経済に与える影響、
技術的革新を促進する効果、適用に当たって
必要とされる行政コストなどを総合的に考え
て、経済的措置も含めた種々の政策措置によ
るフロン類の放出抑制に関する全体的な対策
を検討すること。

2. 本法の早期施行に向けた条件整備を行う
こと。

1. 本法に基づくカーエアコンからのフロン

類の回収に関する規定の施行までの間も、
カーエアコンに含まれるフロン類の回収の
実効を上げること。

3. 本法の円滑な施行が図られるよう、国及
び都道府県との連携を密にし、必要に応じ
て本法の施行に関する国及び都道府県の施

行にごぞいます。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(吉川春子君) ただいま御決議のござ
います。

○委員長(吉川春子君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉川春子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

う決定いたしました。

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

○委員長(吉川春子君) 律案を議題といたします。

○委員長(吉川春子君) 政府から趣旨説明を聴取いたしました。川口環境

大臣。

○委員長(吉川春子君) ただいま議題となりま
した温泉法の一部を改正する法律案につきまし
て、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上
げます。

○委員長(吉川春子君) 我が国は世界的な温泉国であり、温泉は私たち
の生活の一部として欠かすことのできない天然資
源であると言つても過言ではありません。

○委員長(吉川春子君) この法律案は、こうした温泉の保護及び適正な
利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効
手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の届け出と温
泉成分の分析機関の登録制度を整備しようとする
ものであります。

○委員長(吉川春子君) 次に、この法律案の内容を御説明申し上げま
す。

○委員長(吉川春子君) 第一に、温泉を湧出させるための土地の掘削等
には都道府県知事の許可が必要であります。こ

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川春子君) 全会一致と認めます。
よつて、福山哲郎さん提出の附帯決議案は全会一
致をもつて本委員会の決議とすることに決定いた
しました。

ただいまの決議に対し、川口環境大臣から発言
を求められておりますので、この際、これを許し
ます。川口環境大臣。

十、国民への周知

本法の施行に当たっては、国民、事業者等の
円滑な協力を確保し、実効性ある施策を推
進する観点から、フロン類の現状、回収・破
壊義務の必要性、放出の禁止規定等について
広く国民に周知啓発するための積極的な対策
を講ずること。

十一、自動車製造業者及び自動車輸入業者に対
する指導・監督の徹底

フロン回収の緊急性に鑑み、本法の施行は
平成十四年四月一日とされている。一方、
カーエアコンからのフロン類の回収に関する
車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論
を得ること。

十二、自動車リサイクル法との関係

自動車リサイクルに関する法律の検討に當
たり、カーエアコンからのフロン類の回収・
破壊については同法で定めることとし、その
際には、原則として本法におけるカーエアコ
ンからのフロン類の回収・破壊に関する仕組
みを規定するものとすること。

十三、経済的措置の検討

フロン類の放出による環境負荷の増大を防
止するため、フロン類の利用形態等の特性、
環境保全上の効果、国民経済に与える影響、
技術的革新を促進する効果、適用に当たって
必要とされる行政コストなどを総合的に考え
て、経済的措置も含めた種々の政策措置によ
るフロン類の放出抑制に関する全体的な対策
を検討すること。

十四、附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(吉川春子君) ただいま附帯決議につきましては、その趣旨を十
分に尊重いたしまして努力いたします所存でござ
います。

○委員長(吉川春子君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉川春子君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

う決定いたしました。

○委員長(吉川春子君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたしました。

○委員長(吉川春子君) 律案を議題といたします。

○委員長(吉川春子君) 政府から趣旨説明を聴取いたしました。川口環境

大臣。

○委員長(吉川春子君) 我が国は世界的な温泉国であり、温泉は私たち
の生活の一部として欠かすことのできない天然資
源であると言つても過言ではありません。

○委員長(吉川春子君) この法律案は、こうした温泉の保護及び適正な
利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効
手続の迅速化、温泉の成分等の掲示の届け出と温
泉成分の分析機関の登録制度を整備しようとする
ものであります。

○委員長(吉川春子君) 次に、この法律案の内容を御説明申し上げま
す。

○委員長(吉川春子君) 第一に、温泉を湧出させるための土地の掘削等
には都道府県知事の許可が必要であります。こ

の土地の掘削の許可を得ながらこれを放置する事例が少なからず見られることから、温泉の掘削等の許可の有効期間を原則として許可の日から起算して二年とするとともに、この許可を受けた者が、その工事を完了し、または廃止したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないことといたします。

第二に、温泉の利用に際しては、温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の注意に関する掲示が必要であります。この掲示をしようとするときは、都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、都道府県知事は、必要があると認めるときは、掲示内容の変更を命ずることができることといたします。

第三に、温泉の成分の分析機関に関する登録制度の整備であります。温泉の成分、禁忌症及び浴用または飲用上の注意についての掲示は、都道府県知事の登録を受けた分析機関が行う分析に基づかなければならぬこととし、登録基準等の分析機関の登録に関して必要な規定を置くことといたします。

このほか、罰金の額の引き上げ等所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○委員長(吉川春子君) 净化槽法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました淨化槽法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し

上げます。

我が国においては、水質汚濁の主要な原因の一つである生活排水への対策を推進するため、浄化槽の整備促進が大きな課題となつております。浄化槽による生活排水対策においては、浄化槽の設置工事を実地に監督する浄化槽設備士及び浄化槽の保守点検に従事する浄化槽管理士が重要な役割を担っております。また、平成八年に閣議決定さ

れた公益法人に対する検査等の委託等に関する基準においては、公益法人の行う行政代行的行為の透明化を図るべきこととされております。

このような状況を踏まえ、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る国家試験事務等を行なう者の事務執行の適正化及び透明化を図るため、この法律案を提出した次第であります。

第一に、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る指定試験機関及び指定講習機関の指定基準を定めることとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申しあげます。

第一に、浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る指定試験機関及び試験委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしております。

第二に、指定試験機関の役職員及び試験委員は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととしております。

第三に、主務大臣は、指定試験機関及び指定講習機関に対し監督命令等を行うことができるこ

ととしております。

このほか、指定試験機関及び指定講習機関の事業計画、試験事務規程等に関する規定を設けるとともに、罰則の規定を整備することとしておりま

す。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(吉川春子君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○委員長(吉川春子君) 净化槽法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。川口環境大臣。

○国務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました淨化槽法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し

る。

○委員長(吉川春子君) 去る五月三十一日の不規則発言について答撃委員より陳謝があり、理事会としてこれを了承したことを御報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

●委員長(吉川春子君) 去る五月三十一日の不規則発言について答撃委員より陳謝があり、理事会としてこれを了承したことを御報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔参考〕
環境事業団法の一部を改正する法律案に対する修正案

環境事業団法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「第一条中」の下に「公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における」と加える。

第十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

第十八条第一項の改正規定を次のように改め

る。

第一号を削り、「主務大臣」を「環境大臣」に改め

る。

第十九条の改正規定中「前条第一項第十号から第五号まで又は第七号」を削る。

第二十一条の改正規定中「前条第一項第一号から第五号まで及び第七号」を「前条第一項第五号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第二十二条の改正規定を次のように改める。

第二十三条の改正規定を次のように改め

る。

第一号を削り、「主務大臣」を「環境大臣」に改め

る。

第二十四条の改正規定を次のように改め

る。

第十八条第一項の改正規定を次のように改め

る。

第十八条第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法

律第二条第一項に規定する廃棄物(以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。)を「廃棄物」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第四号とし、同項第九号から同項第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同条第二項中「から第五号まで又は第七号」を削る。

第十九条の改正規定中「前条第一項第十号から第五号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

第二十一条の改正規定を次のように改める。

第二十二条の改正規定中「前条第一項第一号から第五号まで及び第七号」を「前条第一項第五号まで」に改める。

第二十三条の改正規定を次のように改め

る。

第二十四条の改正規定を次のように改め

る。

第二十五条の改正規定を次のように改める。

第二十六条の改正規定を次のように改め

る。

第二十七条の改正規定を次のように改め

る。

第二十八条の改正規定を次のように改め

る。

第二十九条の改正規定を次のように改め

る。

号」に改める。

第二十八条の二第一項及び第二項の改正規定中

「第十八条第一項第十一号及び第十二号」を「第十八号第六号及び第七号」に改める。

第二十八条の二を第三十七条とし、第二十八条

を第三十四条とし、同条の次に二条を加える改正

規定のうち第三十五条第一項中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第一項第一号」に、「同項第七号」を「同項第二号」に改める。

第二十六条を改め、同条を第二十七条とし、同一条の次に四条を加える改正規定のうち第二十八条

中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第一項第一号」に改める。

第二十五条を第二十六条规定とし、同条の前に一条

を加える改正規定のうち、第二十五条第一項第一

号中「第十八条第一項第六号及び第七号」を「第十八号第一項第一号及び第二号」に改め、同項第

二号中「第十八条第一項第十一号及び第十二号」

を「第十八条第一項第六号及び第七号」に改め、同

条第二項中「第十八条第一項第六号」を「第十

八条第一項第一号」に、「同項第七号」を「同項

第二号」に改める。

附則第四条中第八条の六第一項の改正規定を次のように改める。

第八条の六第一項中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「同項同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、同項

附則第四条中第八条の六第一項の改正規定を次のように改める。

第八条の六第一項中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「同項同法」とあるのは「廃棄物処理法」と、同項

第八条第一項第一号、第三十二条第一項及び第六号」を「行う業務」に、「第三十八条第三号」を「第四十一条第三号」に改める。

附則第四条を附則第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の

特別措置に関する法律の一部改正)

第十二条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「環境事業団等」を「港務局」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を

同条とする。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措

局)に改め、同条第一項を削り、同条第二項を

同条とする。

削る。

附則第三十一条の二第一項中「環境事業団法」の下に「(昭和四十年法律第九十五号)」を

加える。

附則第三十二条の三第一項を削り、同条第二

項中「事業に係る事業所税」の下に「(同項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本

条、附則第三十二条の七及び第三十二条の八において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項

を同条第三項とする。

附則第三十二条の五の表第七百一条の四十三

第二項の項中「若しくは第二項」を削る。

(地方税法一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に環境事業団から前条

の規定による改正前の地方税法(以下この条に

おいて「旧地方税法」という。)第七十三条の十

四第七項に規定する建物の譲渡を受けた場合に

おける当該建物の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

号)を「第十八条第一項第一号及び第二号」に改

め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の六条

を加える。

(地方税法一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第七項中「若しくは」を

「又は」に改め、「又は環境事業団から環境事業

団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一

項第一号に規定する建物で政令で定めるもの

をいう。次項において同じ。)については、なお

その効力を有する。

第六条 この法律の施行前に環境事業団から地方税法

の規定による改正前の地方税法

課する新增設に係る事業所税については、旧地方税法第七百一条の三十四第七項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

法附則第三十二条の三第一項に規定する建物の譲渡を受けた場合における当該建物に係る事業所床面積に対する課する事業に係る事業所税

の事業に係る事業所税をいう。次項において同じ。)のうち資産割については、なお従前の例によ

る。

第六条 この法律の施行前に環境事業団から前条

の規定による改正前の地方税法(以下この条に

おいて「旧地方税法」という。)第七十三条の十

四第七項に規定する建物の譲渡を受けた場合に

おける当該建物の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

第七条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 この法律の施行前に環境事業団から前条

の規定による改正前の地方税法(以下この条に

おいて「旧地方税法」という。)第七十三条の十

四第七項に規定する建物の譲渡を受けた場合に

おける当該建物の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

第七条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 この法律の施行前に環境事業団から前条

の規定による改正前の地方税法(以下この条に

おいて「旧地方税法」という。)第七十三条の十

四第七項に規定する建物の譲渡を受けた場合に

おける当該建物の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

第七条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 この法律の施行前に環境事業団から前条

の規定による改正前の地方税法(以下この条に

おいて「旧地方税法」という。)第七十三条の十

四第七項に規定する建物の譲渡を受けた場合に

おける当該建物の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

第七条 税特別措置法(昭和三十二年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 この法律の施行前に環境事業団から前条

の規定による改正前の地方税法(以下この条に

おいて「旧地方税法」という。)第七十三条の十

四第七項に規定する建物の譲渡を受けた場合に

おける当該建物の取得に対して課する不動産取

得税については、なお従前の例による。

費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているもの(第二種特定製品を除く。)をい

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷藏又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)

三 この法律において「第二種特定製品」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第一条第二項に規定する自動車(政令で定めるものを除く。)をいう。以下同じ。)に搭載されているエアコンディショナー(人用のみのに限る。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

4 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第一種特定製品をいう。

(指針)

第三条 主務大臣は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進その他特定製品の抑制に関する事項について、指針を定めるものとする。

2 主務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、前条第一項の指針に従い、特定製品が廃棄される場合において当該特定製品に使用されているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置その他特定製品を使用しているフロン類の排出の抑制のために必要な措置を講じなければならない。

(製造業者の責務)

第五条 フロン類又は特定製品の製造を行う事業者は、第三条第一項の指針に従い、フロン類に代替する物質であつてオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさ

さないものの開発及びその物質を使用した製品の開発を行うように努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されているフロン類の適正かつ確実な回収及び破壊その他特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる

施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、第三条第一項の指針に従い、特定製品を廃棄する場合には、当該特定製品を使用しているフロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品からのフロン類の排出の抑制のために講ずる施策に協力しなければならない。

(国の責務)

第七条 国は、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう、事業者及び国民の理解と協力を得るために措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第八条 地方公共団体は、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(回収)

(第一種フロン類回収業者の登録)

第九条 第一種フロン類回収業(第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

2 この法律又はこの法律に基づく处分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 第九条第一項の登録を受けた者は、「第一種フロン類回収業者」という。法人であるものが第十七条第一項の規定により登録を取消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 事業所の名称及び所在地

3 その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

4 事業所ごとの第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

5 その他主務省令で定める事項

(登録の実施)

第十条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十三条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(第一種特定製品からのフロン類の回収)

第十四条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品が廃棄される場合において当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を回収することを業として行うことをいう。以下同じ。)を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。

(変更の届出)

第十五条 第一種フロン類回収業者は、第九条第二項各号に掲げる事項に変更(主務省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(登録の更新)

第十六条 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

2 第九条第二項、第十条及び前条の規定は、前項の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたとときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第九条第二項の規定は、前項の規定に

ある届出があった場合に準用する。

(第一種フロン類回収業者登録簿の閲覧)

第十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十五条 第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事(第五号に掲げる場合にあっては、当該廃止した第一種フロン類回収業に係る第一種フロン類回収業者の登録をした都道府県知事)に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る都道府県の区域内において第一種フロン類回収業を廃止した場合 第一種フロン類回収業者であった個人又は第一種フロン類回収業者である役員

六 第一種フロン類回収業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第一種フロン類回収業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)
第十六条 都道府県知事は、第十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類回収業者の登録を取り消しなければならない。

(登録の取消し等)
第十七条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めるフロン類の引取りに当たつては、主務省令で定めた第一種フロン類を回収しなければならない。

めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。

二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第十一条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

五 第十一条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(主務省令への委任)

第十八条 第九条から前条までに定めるもののほか、第一種フロン類回収業者の登録に関し必要な事項については、主務省令で定める。

(第一種特定製品廃棄業者の引渡義務)

第十九条 第一種特定製品を廃棄しようとする者(以下「第一種特定製品廃棄業者」という。)は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。

(第一種フロン類回収業者の引取義務)

第二十条 第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄業者から前条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならぬ。

(第一種フロン類回収業者の登録)

第二十一条 第一種フロン類回収業者は、前項の規定により登録を受けたときは、主務省令で定めた第一種フロン類を回収する基準に従つて、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者の登録)

第二十二条 第一種フロン類回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、第一種特定製品が廃棄される場合において回収した量、第四十五条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に引き渡した量、再利用をした量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

(第一種特定製品廃棄業者の登録)

第二十三条 第一種フロン類回収業者は、前項の規定により登録を受けたときは、主務省令で定めた第一種フロン類の引取り又は第二十一条第一項の規定によるフロン類の引取り又は第二十二条第一項の規定によるフロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引取り又は引渡しの実施に係る事項を主務大臣に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第二十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準に従つて、フロン類を回収しなければならない。

(第一種フロン類回収業者の登録)

第二十五条 第二種特定製品引取業者登録簿を有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第四十五条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にするこ

とをいう。以下同じ。)をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第四十五条第二号ニに規定するフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

(勧告及び命令)

第二十四条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が第二十条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準又は第二十一条第二項に規定するフロン類の回収に関する基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は引渡しをしない第一種フロン類回収業者があるときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、期限を定めて、当該引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた第一種フロン類回収業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該第一種フロン類回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(第二種特定製品引取業者の登録)

第二十五条 第二種特定製品引取業者登録簿を有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)する場合を除き、自動車を運行の用に供することを終了した自動車をおこうとする者は、その業務を行おうとする事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 第二種特定製品に冷媒としてフロン類が含

ができる。

二 事業所の名称及び所在地	二 事業所の名称及び所在地
三 破壊しようとするフロン類の種類	三 破壊しようとするフロン類の種類
四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力	四 フロン類の破壊の用に供する施設(以下「フロン類破壊施設」という。)の種類、数、構造及びその破壊の能力
五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法	五 フロン類破壊施設の使用及び管理の方法
六 その他主務省令で定める事項	六 その他主務省令で定める事項
（許可の基準）	（許可の基準）
第四十五条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めたときでなければ、同項の許可をしてはならない。	第四十五条 主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めたときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 その申請に係る前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類回収業者による処分がされないときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。	一 その申請に係る前条第一項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定めるフロン類回収業者による処分がされないときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
2 第四十四条第二項及び前条の規定は、前項の期間について準用する。	2 第四十四条第二項及び前条の規定は、前項の期間について準用する。
3 第一条の更新の申請があつた場合において、「許可の有効期間」という。の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。	3 第一条の更新の申請があつた場合において、「許可の有効期間」という。の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。	4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
（変更の許可等）	（変更の許可等）
第四十七条 フロン類破壊業者は、第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	第四十七条 フロン類破壊業者は、第四十四条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
2 第四十五条の規定は、前項の許可について準用する。	2 第四十五条の規定は、前項の許可について準用する。
3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第五条第一号に規定する基準に適合しなくなつたときは、不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたときは、	3 フロン類破壊業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第五条第一号に規定する基準に適合しなくなつたときは、不正の手段によりフロン類破壊業者の許可を受けたときは、
（許可の取消し等）	（許可の取消し等）
第四十九条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	第四十九条 主務大臣は、フロン類破壊業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力及び使用及び管理の方法が第四十五条第一号に規定することとなつたとき。	二 その者のフロン類破壊施設に係る構造、破壊の能力及び使用及び管理の方法が第四十五条第一号に規定することとなつたとき。
三 第四十五条第一号イ、ニ又はへのいずれかに該当することとなつたとき。	三 第四十五条第一号イ、ニ又はへのいずれかに該当することとなつたとき。
四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又是この法律に基づく命令違反したとき。	四 この法律若しくはこの法律に基づく命令違反したとき。
（フロン類破壊業者名簿）	（フロン類破壊業者名簿）
第五十条 主務大臣は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。	第五十条 主務大臣は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに許可年月日及び許可番号を記載したフロン類破壊業者名簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。
（主務省令への委任）	（主務省令への委任）
第五十一条 第四十四条から前条までに定めるもののか、フロン類破壊業者の許可に関し必要	第五十一条 第四十四条から前条までに定めるもののか、フロン類破壊業者の許可に関し必要

分を除く。)、第八十五条第一号(第七十条(第一項)第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第四号(第七十一条第一項中第一種フロン類回収業者及びフロン類破壊業者に係る部分に限る。)、第八十六条、第八十七条第一号(第二十八条及び第三十三条において準用する第十五条第一項に係る部分を除く。)並びに次条第一項から第四項までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間(当該期間内に第十一条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、第九条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該業務を行なうことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き第一種フロン類回収業を行つることができる場合において、同項に

分又は同条第一項の規定による通知をしないとの決定があつたときは、当該処分又は決定のあつた日までの間は、第二十九条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該業務を行つて申請又は第三十二条第一項の規定による申出をした場合において、その期間を経過したときは、その申請又は申出について登録若しくは登録の拒否の処分又は同項の規定による通知をしないとの決定があるまでの間も、同様とする。

3
規定期間を経過する日(同項後段の場合には、あつては、同項後段の登録又は登録の拒否の処分の日)が施行日以後の日となるときは、その者を當該業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者とみなして、第十七条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項、第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条、第二十四条、第五十二条第一項及び第三項、第五十三条第二項、第五十六条並びに第七十条から第七十二条までの規定(これららの規定に係る罰則を含む。)を適用する。
前条第一号に掲げる規定の施行の際現に特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の

業を行つてゐる者は、旅行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前日までの間(当該期間内に第二十七条第一項の規定による登録を拒否する処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)は、第二十五条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

前項後段の規定により引き続き第一種特定製品取扱業を行うことができる場合においては、その者を当該業務を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた第一

破壊を業として行つている者は、同号に規定する政令で定める日から同日後六月を経過する日又は施行日の前日のいずれか遅い日までの間（当該期間内に第四十四条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあつた日までの間）は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該業務を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分が

種特定製品引取業者とみなしして、第二十八条第一項に
おいて準用する第十七条第一項（登録の取消し）
に係る部分を除く。）及び第二項、第三十五条から
ら第三十七条まで、第三十八条第一項、第四十
二条第一項、第四十三条第四項及び第六項、等
五十三条第二項、第六十三条第一項及び第四
項、第六十四条第一項及び第二項並びに第七十
一条から第七十二条までの規定（これらの規定に
係る罰則を含む。）を適用する。

係る罰則を含む)を適用する。
第三条 施行日から附則第一条第二号に規定する
政令で定める日の前日までの間における第八、
二条の規定の適用については、同条第八号
「特定製品」とあるのは、「第一種特定製品」
とする。
(検討)

三 第七十八条並びに附則第四条及び第五条の規定 公布の日
(経過措置)

4 をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業ととして行うことができる場合において、同項に規定

7 係る罰則を含む)を適用する。
この法律の施行の際現に第二種フロン類回収業を行っている者は、施行日から前条第二号に規定する政令で定める日の前までの間(当該期間内に第三十一条第一項若しくは第三十二条第二項ただし書の規定による登録を拒否する旨

2 条の規定により自動車製造業者等がその製造をした自動車を運行の用に供する者に対して費用の負担を求める方法について検討を加え、この結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずるものとする。

政府は、第二種特定製品に冷媒として充て

一項又は第十八条」を「第十一条第一項又は第二十一条第一項に改め、第四章中同条を第二十九条とする。

第二十条に見出しとして「(審議会その他の合議制の機関への諮問)」を付し、同条中「第四条(第八条第二項)」を「第四条第一項(第九条第二項)」に、「第六条(第八条第二項)」を「第七条(第九条第二項)」に、「第八条第一項又は第九条」を「第九条第一項又は第十条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十九条を削る。

第四章の次に次の二章を加える。

第五章 雜則

(報告徴収)

第三十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第三十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉のゆう出量、温度、成分、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

第三十三条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

第三十四条 都道府県知事は、次に掲げる場合に度において、温泉を工業用に利用

する施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による立入検査について準用する。

他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

一 公衆衛生上必要があると認めるとき。
二 第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

五 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

六 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

七 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

八 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

九 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十一 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十二 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十三 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十四 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十五 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十六 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十七 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十八 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

十九 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十一 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十二 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十三 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十四 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十五 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十六 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者は、温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の規制又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

二十七 都道府県知事は、次に掲げる場合に度において、その職員に、温泉を工業用に利用

する温泉成分分析を行いうる者の登録

第十五条 温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設(以下「分析施設」という。)について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。

二 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 分析施設の名称及び所在地

三 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能

四 その他環境省令で定める事項

五 都道府県知事は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録分析機関登録簿に登録しなければならない。

六 前項第三号に掲げる事項が、温泉成分分析に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条に次の二項を加える。

二 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。

三 第十三条に見出しそして「温泉の成分等の掲示」を付し、同条中「見易い」を「見やすい」に、「環境省令の」を「環境省令で」に改め、同条に次の二項を加える。

二 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の公共の浴用又は飲用に供する者(以下同じ。)の結果にしてしなければならない。

一 前項の規定による掲示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

二 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものにおけることは、都道府県知事は、第一項の登録をしたときは

その旨を、当該登録を拒否したときはその旨及びその理由を、遅滞なく、申請者に書面により

(掘削等の許可に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第三条

第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に係る当該許可については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第五条新

法第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定は適用せず、旧法第五条(旧法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、

なおその効力を有する。この場合において、新法第二十九条第一項中「第七条」とあるのは、温泉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第

号)附則第二条の規定によりなおその

効力を有するものとされる同法による改正前の第五条(同法による改正前の第八条第二項において準用する場合を含む。)第七条とする。

(許可の取消しに関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際に旧法第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けている者に対する新法第七条第一項(新法第九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際に旧法第十二条第一項の許可を受けている者に対する新法第二十一条第一項の規定による許可の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(温泉の成分等の掲示に関する経過措置)
第五条 この法律の施行の際に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新法第六条(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七条 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「虞」を「おそれ」に、「第九条第一項」を「第六十四条」に、「掘さく」を「掘削」に改める。

净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を改正する法律案

净化槽法の一部を改正する法律

净化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十七条」に改め

第五条第一項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第四項」に改める。

第四十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「環境省令で定めるところにより」を削り、「が認定した講習会」を「の指定する者(以下この章において「指定講習機関」という。)が国土交通省令・環境省令で定めるところにより行う净化槽工事に関する必要な知識及び技能に関する講習(以下この章において「講習」という。)に改め、同条第五項を削る。

第四十三条第四項中「指定する者に」を「指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に改め、「事務」の下に「(以下この章において「試験事務」という。)」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条に次の二項を加える。

6 国土交通大臣は、净化槽設備士試験に関する不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しても、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。

7 国土交通大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて净化槽設備士試験を受けることができないものとすることができる。

(指定試験機関の指定)

第四十三条の二 指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、他に前条第四項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、

指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他

の事項についての試験事務の実施に関する計

画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第四十三条の十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなつた日から起算して二年を経過しない者

第四十三条の二 指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、他に前条第四項の規定により指

定を受けた後遅延なく、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると、

するときも、同様とする。

(事業計画の認可等)

第四十三条の四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第四十三条第四項の規定による指

定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅延なく、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると、

するときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 指定試験機関は、試験事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

2 指定試験機関は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定試験機関の浄化槽設備士試験委員)

3 主務大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定試験機関の浄化槽設備士試験委員)

4 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第四十三条の五第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第三条第一項中「虞」を「おそれ」に、「第九条第一項」を「第六十四条」に、「掘さく」を「掘削」に改める。

2 指定試験機関の役員の選任及び解任

口 次条第二項の命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3 指定試験機関の浄化槽設備士試験委員

4 第四十三条の六 指定試験機関は、浄化槽設備士試験の問題の作成及び採点を浄化槽設備士試験委員(以下この章及び第四十三条の八第一項において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、主務省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

- | |
|--|
| 3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。 |
| 4 第四十三条の三第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。
(受験の停止等) |
| 第四十三条の七 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、浄化槽設備士試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。 |
| 2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第四十三条第六項及び第七項の規定の適用については、同条第六項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第七項中「前項」とあるのは「前項又は第四十三条の七第一項」とする。
(秘密保持義務等) |
| 第四十三条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれららの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(帳簿の備付け等) |
| 第四十三条の九 指定試験機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに試験事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。
(監督命令) |
| 第四十三条の十 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。 |
| 第四十三条の十一 指定試験機関は、主務大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(指定の取消し等) |
| 第四十三条の十二 主務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 主務大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第四十三条の二第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
二 第四十三条の三第二項(第四十三条の六第四項において準用する場合を含む。)、第四十三条の五第三項又は第四十三条の十の規定による命令に違反したとき。
三 第四十三条の四、第四十三条の六第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。
四 第四十三条の五第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
五 第四十二条第一項の条件に違反したとき。
(指定等の条件) |
| 第四十三条の十三 第四十三条第四項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第一項又は第四十三条の十一の規定による指定、認可又は許可を受ける者には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て) |
| 第四十三条の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(浄化槽設備士試験の結果についての処分を除く。)又は不作為については、主務大臣に対し、行政不服審査法昭和三十七年法律(国土交通大臣による試験事務の実施) |
| 第四十三条の十五 国土交通大臣は、指定試験機関が第四十三条の一第三項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 國土交通大臣は、指定試験機関が第四十三条の十一の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十三条の二第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。 |
| 第四十三条の十六 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第四十三条第四項の規定による指定をしたとき。
二 第四十二条の十一の規定による許可をしたとき。
(公示) |
| 第四十三条の十七 第四十三条から前条までに規定するもののか、浄化槽設備士試験の試験料の支拂い、受験手続その他浄化槽設備士試験の実施に關し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務に關し必要な事項は、主務省令で定める。
(主務省令への委任) |

平成十三年六月二十一日印刷

平成十三年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局